

1. 議 事 日 程（初日）

（令和7年那智勝浦町議会第1回定例会）

令和7年3月7日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第25号 那智勝浦町職員旅費条例	9
日程第5	議案第26号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例等の一部 を改正する条例	13
日程第6	議案第27号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	14
日程第7	議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例	17
日程第8	議案第29号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	18
日程第9	議案第30号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	19
日程第10	議案第31号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	21
日程第11	議案第32号 那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例	23
日程第12	議案第33号 那智勝浦町水産鮮度保持施設等維持基金設置条例	24
日程第13	議案第34号 那智勝浦町企業版ふるさと納税基金設置条例	25
日程第14	議案第35号 那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例	30
日程第15	議案第36号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例	30
日程第16	議案第37号 那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例	33
日程第17	議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	34
日程第18	議案第39号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）	36
日程第19	議案第40号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第5号）	51
日程第20	議案第41号 令和6年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正 予算（第1号）	53
日程第21	議案第42号 令和6年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算 （第1号）	54
日程第22	議案第43号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第4号）	56

日程第23 議案第44号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）	58
日程第24 議案第45号 財産の取得について	60
日程第25 議案第46号 財産の取得について	62
日程第26 議案第47号 監査委員の選任について	63
日程第27 議案第14号 令和7年度那智勝浦町一般会計予算	64

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

2番 吾妻正崇	3番 城本和男
4番 曾根和仁	5番 藤社和美
6番 西太吉	7番 加藤康高
8番 東信介	9番 松本和彦
10番 津本・光	11番 勝山則子

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

1番 引地稔治	欠席
---------	----

4. 会議録署名議員の氏名

2番 吾妻正崇	5番 藤社和美
---------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長 堀順一郎	副町長 瀧本雄之
教育長 岡田秀洋	総務課長 田中逸雄
税務課長 増田晋	住民課長 太田貴郎
福祉課長 仲紀彦	こども未来課長 竹原大二
観光企画課長 畑下貴幸	農林水産課長 村井弘和
建設課長 井道則也	会計管理者職務代理者 塩崎圭祐
参事（消防長） 湯川辰也	教育次長 中村崇
水道課長 楠本定	病院事務長 寺本斉弘

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本尚史
事務局主任 上仲映豪
事務局主査 北郡克至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔4 番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため、議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では本会議の様子を撮影し、3 階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時31分 開会

○議長（曾根和仁君） ただいまから令和7 年第1 回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9 時31分 開議

○議長（曾根和仁君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根和仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2 番吾妻正崇君、5 番藤社和美君を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（曾根和仁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

7 番加藤君。

○議会運営委員長（加藤康高君） それでは、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果について報告させていただきます。

去る2 月28 日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、当初予算11 件、条例の制定・改正14 件、補正予算6 件、財産の取得2 件、委員の選任1 件の合計34 件となっております。

会期は、本日3月7日から3月21日まで15日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会5日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案については今のところ2件予定されております。報告は以上となります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月21日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、会期は本日から3月21日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（曾根和仁君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず、自治体DX推進のため、1月27日よりコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明の取得サービスを開始してございます。今後も住民の皆様方の利便性の向上を図るため、DXを推進してまいりたいと考えています。

また、2月22日土曜日に那智山青岸渡寺信徒会館におきまして、世界遺産登録20周年記念シンポジウム「那智大滝と地域の未来」を開催いたしました。改めて那智大滝の歴史と文化の価値を知っていただき、源流域の保全につなげていく意識の高揚を図ることを目的としたものでございまして、会場には議員の皆様方にもお越しをいただきましたが、約200名の方々に御来場をいただき、オンライン配信におきましても約130名の方々に御聴講いただきました。

2月28日からは、当面の間、当日の講演をYouTubeにてアーカイブ配信してございます。町ホームページにてアーカイブ映像のURLを掲載しておりますので御試聴いただければと存じます。このたびのシンポジウムを通じて、那智大滝がとうとう流れる姿を守っていくことを再認識するとともに、源流域の保全への理解を深めていただく機会となりました。これからは源流域を保全をし、保水力を高め、継続して森を守り育てることの大切さを伝える取組を実施してまいります。

続いて、道の駅なちについて申し上げます。

以前から議員の皆様方には様々な御意見を頂戴しているところでございますが、先般、道の

駅なちの今後について経営調査・計画策定支援業務の報告について提出を受けてございます。町といたしましては、今後の運営について指定管理の方法を検討してまいりたいと考え、町内あるいは近隣地域にて集客施設の運営を行う事業者や、商品開発や施設運営のノウハウを保有している事業者に早期にヒアリングを実施していきたいと考えてございます。結果等につきましては議員の皆様方にも報告させていただき、今後の対応を検討してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、主要産業の関連の報告でございます。

令和6年の観光動態は、宿泊客が43万4,571人、対前年比14.6%の増、日帰り客は81万9,010人で、対前年比16.8%の増となりました。合計では125万3,581人となり、対前年比16%の増となっております。宿泊客につきましては、コロナ前の令和元年度よりも18%の増となっております。コロナ禍が明けたことで観光需要が回復をし、外国人観光客も72%の増加となっております。今後も国内外にかかわらず多くの方々にお越しいただくために受入れ体制などの整備をすることが重要であり、引き続き観光施策を展開してまいりたいと考えております。

続いて、水産関係の御報告を申し上げます。

令和6年の水揚げにつきましては、まぐろはえ縄漁の漁業のトン数が9,822トン、71億5,631万円となり、昨年比570トン、6.2%の増となっておりますが、平均単価が下がり、金額がマイナス4億8,376万円で、6.3%の減となっております。沿岸漁業につきましては1,327トン、8億9,144万円となっております。昨年比142トン、12%の増、金額がマイナス4,534万円と4.8%の減となっております。そのうち、伊勢エビ漁につきましては5.9トン、4,178万円となっております。昨年比40%の減、金額につきましても35%の減となっております。近年、水産業を巡る環境は磯枯れの原因と言われている長く続く黒潮の大蛇行や温暖化による海水温の上昇、原油価格の高騰等、大変厳しい状況が続くと思われまします。現在、本町出身の福井県立大学浜口教授の協力の下、宇久井地区で藻場造成の実証実験を行っております。また、令和7年度から那智地区において新たな藻場造成事業を開始する予定で準備を進めているところでございます。今後も漁獲量の増加につなげるため、関係団体とも協力をして藻場造成への対策等を検討してまいります。

それでは、本議会に提案してございます議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は34件でございます。当初予算が11件、条例改正が11件、条例制定が3件、補正予算が6件、財産の取得が2件、監査委員の選任が1件でございます。

初めに、議案第14号から議案第24号の令和7年度予算案の概要について御説明を申し上げます。

令和7年度は、かねてから申し上げております「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまち」を目指すため、防災・減災対策及び子ども・子育て支援に重点を置いた予算編成を行っております。引き続き重点課題である新クリーンセンターの整備事業や、本町の主力産業である観光産業の振興に取り組んでいく予算となっております。

まずは、防災・減災対策について申し上げます。

築地地区津波避難施設が令和7年度で完成となります。津波避難困難地域の解消だけでなく、平常時は観光客を含めた多くの方々に御利用いただける地域の防災拠点としての整備を行います。また、災害時における地上通信網の途絶に備えまして、災害対応拠点の通信手段として衛星通信機器を導入をし、災害時にも迅速な情報伝達や状況把握ができる体制の構築を図ります。ほかに、住宅耐震化事業をはじめ、避難所環境の整備や備蓄物資の充実、津波から逃げ切るための避難誘導看板や誘導灯の設置など、引き続き取り組んでまいります。

消防の取組につきましては、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、新宮市と共同で消防通信指令業務を行うに当たり、令和8年4月運用に向け、新宮市・那智勝浦町消防指令センターの整備を行います。

次に、子ども・子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援につきましては、町内小・中学校において安心して教育が受けられる環境を整備するため、校舎及び体育館の長寿命化改修を進めたいと考えてございます。令和7年度は宇久井中学校の長寿命化改修工事を行います。また、体育文化会館につきましては、小さな子供たちから高齢者までが集う憩いの場となるよう、かねてから内部の改修や地域子育て支援センターの移設、木戸浦グラウンドの芝生化、多目的広場の設置等を進めてまいりました。令和7年度は木戸浦グラウンドのフェンス及びあずまやの設置、公園化に向けた敷地内の整備を行います。ほかに、子育て家庭の経済的負担軽減のため、小・中学校給食無償化を引き続き行っておりまいります。

次に、その他の主要事業について申し上げます。

かねてから整備を進めておりました新クリーンセンターが完成をし、令和7年度中に稼働予定となっております。施設完成に向けて委託業者と連絡を密にし、安全管理、周辺環境の保全に細心の注意を払い、工事を進めてまいります。当町の主力産業である観光産業の振興につきましては、紀伊勝浦駅前周辺整備事業の設計業務や大門坂駐車場リニューアル基本設計事業を行い、公民連携推進機構と連携をして紀州勝浦生まぐろのブランディング事業、また那智勝浦観光機構と共に那智勝浦町の魅力を効果的に情報発信するためのシティプロモーションに取り組んでまいります。

また、増え続ける空き家の対策として、防災・減災の対策の観点や移住先の活用のため、地域おこし協力隊を登用し空き家調査や意向調査を推進してまいります。

ほかに、役場・出張所等の窓口支払いにつきまして、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などあらゆるキャッシュレス決済に対応するため端末等を整備をし、利便性の向上と事務の効率化を図ります。

新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は196億6,887万2,000円で、令和6年度の予算総額195億8,360万9,000円に対し8,526万3,000円、0.44%の増となっております。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ109億2,800万円をお願いするものでございます。対前年比2億1,900万円、2%の増となっております。新宮市・那智勝浦町消防通信指令センター

整備事業費及び宇久井中学校長寿命化改修工事費が主な増加の要因となっております。

歳入の主たる財源は、町税及び地方交付税、国県支出金、地方債で、基金の取崩しによる繰入れも行います。地方交付税につきましては38億8,000万円を計上してございまして、前年度と比較しまして3億3,000万円、9.3%の増となっております。国県支出金につきましては17億6,644万6,000円を計上してございまして、前年と比較して4億9,214万2,000円、21.8%の減となっております。町税につきましては、前年度と比べ966万円、0.7%減の14億2,133万1,000円を見込み計上してございます。歳入財源の根源であります税收の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、特別会計でございます。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付・国民健康保険事業費納付金など、総額20億7,561万2,000円を計上してございます。平成30年度より財政運営の主体、責任主体が和歌山県となり、決定された国民健康保険事業費納付金を和歌山県に納入することとなっております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金など総額5億7,711万8,000円を計上してございます。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、引き続き高校生・大学生等への貸与を継続をし、総額1,135万4,000円を計上してございます。

介護保険事業費特別会計につきましては、総額20億7,676万5,000円を計上してございます。

勝浦地方卸売市場特別会計につきましては、工事費や修繕料、基金の積立てなど、総額2,024万2,000円を計上してございます。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、送水管の更新工事や配水管布設替え工事等を進め、より一層の安心・安全な給水サービスの充実に努めてまいります。

下水道事業会計につきましては、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上いたしてございます。

町立温泉病院事業会計につきましては、和歌山県地域医療構想や新宮保健所医療圏において求められる医療機能を考慮した診察提供体制の下、病院を運営するための予算編成となっております。地域住民の皆様方に信頼される安全・安心な医療を提供することを基本方針に、よりよい医療の提供に努めてまいります。

以上が令和7年度の予算の概要でございます。

引き続き、議案第25号から御説明を申し上げます。

議案第25号の職員旅費条例につきましては、国家公務員の旅費に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うもので、改正箇所が多いため全部改正を行うものでございます。

議案第26号の町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例につきましては、町長、副町長及び教育長、議会議員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員などの旅費の支給額について、同じ内容をそれぞれ条例で規定していたため、職員の旅費条例を参

照元とする改正をするものでございます。

議案第27号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被災した自治体へ赴き、災害対応応援業務に従事した際の手当や、病院において手術業務に携わった際の手当、特別な資格を取得するなどした看護師への手当等を新設する改正を行うものでございます。

議案第28号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、法律の改正に伴い、関係する6つの条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第29号の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、税務課において徴収する証明手数料の算出方法を簡素化する改正を行うものでございます。

議案第30号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税率の改正を行うものでございます。

議案第31号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第32号の保育所条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度末をもって閉所する南大居保育所の記載を当該条例から削除する改正を行うものでございます。

議案第33号の水産鮮度保持施設等維持基金設置条例につきましては、水産鮮度保持施設等の維持に要する費用の財源を確保するため、基金設置条例を制定するものでございます。

議案第34号の企業版ふるさと納税基金設置条例につきましては、企業版ふるさと納税に対する企業の機運が高まり、寄附額の増加が見込まれることから、計画的に活用するため基金設置条例を制定するものでございます。

議案第35号の公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、解体撤去を終えた住宅の記載を削除するなどの改正をするものでございます。

議案第36号の職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、定年延長に伴う職員の年齢構成の平準化を図るため、定数を増やす改正を行うものでございます。

議案第37号の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上位法の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第38号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、看護師の職務内容を鑑み、看護師職に副院長職を新設する改正を行うものでございます。

議案第39号は、令和6年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ1億4,088万1,000円を増額し、予算総額を115億1,735万3,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、新クリーンセンター整備事業の債務負担行為の補正や、事業費の確定や実績見込みによる減額などの補正をお願いするものでございます。

議案第40号から議案第43号は、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、介護保険事業費特別会計に係る令和6年度補正予算で、実績見込みや財源変更等による補正が主な内容でございます。

議案第44号は、町立温泉病院事業会計に係る令和6年度の補正予算であり、災害時における地上通信網の途絶に備え、衛星携帯電話の購入に関する増額などの補正をお願いするものでございます。

議案第45号及び第46号の財産の取得につきましては、令和6年度第4回定例会において補正予算を御可決いただいた大型トイレカー及びスクールバスの取得について、購入に係る本契約を締結いたしたく議決をお願いするものでございます。

議案第47号につきましては、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました34件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の特別の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（曾根和仁君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第25号 那智勝浦町職員旅費条例

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第25号那智勝浦町職員旅費条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

議案第25号について御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

このたびの改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、本町の職員旅費条例を改正するものでございます。

改正前の本町の職員旅費条例は昭和30年に制定されたもので古く、改正箇所が多岐にわたることから全部改正を行うものでございます。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。四角の枠内を御覧願います。

改正概要です。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、①宿泊費を定額支給から上限付き実費支給に変更いたします。②日当を廃止し、宿泊がある場合のみ宿泊手当、1夜3,000円になります、を支給いたします。③包括宿泊費（パック旅行）の項目を追加しています。④旅行中の死亡、旅程変更、職員以外の者への支払い、旅行業者への直接支払いなど、想定され得る支給ケースを追加しております。⑤旅行命令、旅費請求手続を明記しております。

次のページをお願いいたします。

第3条は、旅費の支給について定めたもので、職員の退職時、死亡時、職員以外の者への支給や旅行業者への支給について記載しております。

次に、第4条は、旅行命令等の手続を明記したものでございます。

次に、第5条は、旅程変更時の手続を明記したものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条につきましては、旅費の種類について記載したものでございます。この中で日当を廃止し、宿泊手当を新設してございます。宿泊手当の額は1夜につき3,000円でございます。また、宿泊費を現状の定額から上限付実費支給額に変更してございます。上限の額につきましては、この条例の第14条において国家公務員等の旅費に関する法律を準用しており、ここに記載のとおり都道府県ごとに限度額を定めるものでございます。

第8条においては、旅費の計算方法を定めてございます。

第9条の鉄道賃から第15条の包括宿泊費まで、それぞれの種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第12条に定めるその他の交通費につきましては、第1号がバスや乗合タクシーを、第2号がタクシーを、第3号がレンタカーを指すものでございます。

次に、第15条は包括宿泊費（パック旅行）の項目を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第17条は、旅費の請求手続を明記したものでございます。

次のページ、最後の附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） すいません、全部ちょっと把握できていない中での質問なんですけれども、宿泊のときに朝食がついていたりとか、クオカードがついていたりとかする宿泊プランがあると思うんですけれども、そういったのはこういった形で利用を制限するというか、お考えでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、この条例の運用上のことになってきます。基本的に旅費につきましてはこの条例に定めるもののしか支給できないというふうを考えてございます。今おっしゃられましたその旅費に朝食などがついている場合の、その場合の取扱いなんですけれども、領収書においてその額が明記して、分かれているような場合についてはこれは支給できないというふうと考えてございます。ただ、一体として宿泊費と一緒にになっているようなケースについては、これは分けようがございませんので、その宿泊費として認めていく必要があるかなということで考えてござい

す。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 税金になるんで、分けようがないっていうか、確認、こういうホテルを取りましたという確認をしていただければ、上長なりが確認していただければ済む話だと思うんで、何か、ホテル業界もそういったところを見越してじゃないですけど、そういうプランを抜けど道的につくっているんで、対応していただいたほうがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 旅費の運用については、また職員にも通知はさせていただきますけれども、確認する方法としては領収書の中で確認せざるを得ませんので、そういった不正が行われないように通知という形でさせていただこうかなと思っております。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） そうですね。何度か金銭の問題が発生していますんで、しっかりと対応をお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 運用に当たりましては、適正に対応できるよう取り扱ってまいりたいと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） すいません、ちょっと確認だけさせてください。

旅費についてはもう古い形のもんなんで、旅費のこの規定については古い形のもので、新しく、今宿泊料金も上がっていますのでそれに倣っていかないかならないと思いますのでこのとおりかと思うんですけども、国家公務員のほうの旅費規定を参考にしたということなんですけど、どこの市町村もですね、レベル的にこういうふうな形のものを取っているのかどうか、そこだけまた教えてほしいと思います。

そして、もう一点だけ、申し訳ないんですが、よく東京なんかへ行く場合に飛行機と宿泊とセットになって割引というふうな形のものがあると思うんですけども、それはこの包括宿泊費（パック旅行）の項目に入ってくるのでしょうか。そこら辺り。それで、その費用というのは飛行機代と宿泊のこの東京でしたら1万9,000円ですかね。それを上限として実費というふうな形で、そこまではオーケーで実費という精算という形でよろしいのでしょうか。その点お問い合わせいたします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、県内、他の自治体のこの条例の取扱いの状況なんですけども、今のところ全ての自治体について把握できているわけではございませんが、まちまち、取扱いがまちまちかなということで考えております。比較的大きい自治体については今回の国の改正に、それに合わせて改

正するというをしている印象を持っております。ただ、小さい自治体については今回の改正には入っていないかなというふうな状況でございます。

それとあと、包括宿泊費ですが、これについてはこの条例の中で旅費の項目として認められている項目について、一括してその旅行会社に取りまとめていただける場合に旅行会社のほうに旅費を支払うことができるということになってございます。ですので、飛行機であったり、鉄道賃であったり、そういう交通費の支給、それからあと宿泊費、あと日当に関しては職員に対する支給ということになろうかと思いますが、それ以外の項目についてはこの包括宿泊費の中で支給するという形になろうかと考えてございます。すいません、日当、失礼いたしました。宿泊手当ですね。宿泊手当については職員に対する支払いになろうかと思えます。

それとあと、その支払いですが、こちらに条例に記載のとおり上限額が定められてございますので、この範囲での実費支給ということになろうかと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

6 番西君。

○6 番（西 太吉君） すいません、宿泊料なんですけども、それぞれ都道府県別で上限額が設定されておりますけども、例えばこの中を見ていると、例えば静岡県ですと9,000円、これは政令指定都市静岡市、浜松市、2つありますけども、そういうところで泊まるときは9,000円というのはなかなか探しづらい状況にもあると思うんですけども、急な出張発令等でですね、これを超えるものしか宿泊先が見つからない場合の取扱いについてはこれを認めていくのか、それかもう9,000円しか出さないかとかいうのか、そういうのはどのような取扱いになるでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、宿泊費の上限についてでございますけども、条例第14条におきまして国家公務員等の旅費に関する法律の適用を受ける職員の例による額ということで、この範囲内ということで決められております。その額がどのようなものかというものをこちらに都道府県別に資料のほうで記載したものでございます。これは限度額ということになってございますので、もしこれを超える旅館、ホテルに宿泊された場合は、この限度額までしか支給できないということになってこようかと思えます。この限度額については国の法律を準用しておりますので、また国の法律が改正された際にはそれに伴って改正されていくものでございますので、また国においてもそういった実情のほうは勘案していただけるものと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 6 番西君。

○6 番（西 太吉君） お答えいただいた回答のとおりと思うんですけども、この都道府県別の宿泊料が設定されたこと自体ですね、近年の宿泊費の高騰が原因ということであります。ただ、これ定めたのも今年度じゃなくて、前々年度ぐらいのベースになっておりますんで、物価高騰に伴ってこれからも宿泊費がさらに高騰することも考えられますので、その対応といいますかね、職員を出張へ行かせた、持ち出しで行ってもらわなあかんということのないように、十分

に対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 国の改正につきましては、法律改正につきましては随時織り込んでまいりたいと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第26号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第5、議案第26号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第26号について御説明申し上げます。

〔議案第26号朗読〕

改正概要につきましては、町長、副町長、教育長、議会の議員、特別職の職員で非常勤の者の旅費について、それぞれの条例単独で定めていましたが、先ほど議案第25号で御可決いただきました職員旅費条例に準ずることとする改正と、職員旅費条例が全部改正し、条例番号が変更となったことにより、その他の条例で職員旅費条例を引用していた箇所について条例番号を変更するものです。

改正内容でございます。

第1条から第3条につきましては、それぞれ町長、副町長、教育長、議会の議員、特別職の

職員で非常勤の者の旅費について、それぞれの条例で定めていましたが、那智勝浦町職員旅費条例に準ずることとする改正でございます。

第4条から次のページの第6条につきましては、那智勝浦町職員旅費条例を引用していた箇所について条例番号を改めるものでございます。

第7条につきましては、那智勝浦町職員旅費条例において、日当を廃止し、宿泊手当を新設したことに伴い、那智勝浦町証人等の実費弁償に関する条例において文言の修正を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第27号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第27号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第27号について御説明申し上げます。

〔議案第27号朗読〕

改正内容につきましては、条例別表を改正し、新たな手当を追加するものでございます。

最初に、病院業務の中で特に身体的、精神的負担の大きい手術業務に携わる場合及び看護師の中でも特別な資格を取得するなどにより、専門的な業務を実施する場合に特殊勤務手当を支

給するもので、それぞれ手術手当、認定看護師等手当、特定看護師手当を追加するものです。手術手当につきましては町長が別に定める額を、認定看護師手当及び特定看護師手当につきましては月額5,000円以内を支給するものでございます。

次に、他の自治体における災害対応の応援業務を行った際に特殊勤務手当を支給するため災害緊急援助等業務手当を追加し、1日当たり1,080円を支給するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

3番城本君。

○3番（城本和男君） お伺いしたいんですけども、お医者さんの地域特別手当、町長が定める額になってあるんですが、これ一応幾らなのかですね、金額のほうを教えてくださいなと思うんです。

それと、手術手当についても町長が別に定めるという金額になっているんですけども、それについて金額のほうを教えてくださいと思います。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。

まず、御質問にありました地域特別手当につきましてでございます。

申し訳ございません、細かい資料のほう、現在持ち合わせてございません。その医師の役職に応じまして毎月数十万円の手当のほうを支給しているところでございます。

手術手当につきましては、診療報酬の数%を支給するというのを考えてございます。医師、手術に関わる医師及び看護師についての支給を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 何点か疑問点、教えていただけたら。

今回この医師と看護師さんのと、あとダムの手当とかですか、これ一般職員のことあるんですけど、気になったのが、新旧対照表のほうの改正後のほうで、危険手当の中で同上補助職員及び消毒従事職員とかというのやったら、これコロナの中で救急車の清掃とかあって、消防らも関係してくるのかなというのが一点と。

この看護師さんの手当が上がるということで、多分お医者さんと看護師さんというのは病院でどうしても不足しがちやからこれに対応したことなんか、これで十分なんかというその辺お聞きします。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。今回の手当の支給で十分であるかどうかという

御質問かと思えます。

今回の手当につきましては、県内公立病院の中でも支給につきましてはばらつきがございます。そちら、支給されている病院のほうの金額・率等を参考にして決めさせていただいてございます。また、特に看護師のほうの手当につきましては、全国の看護協会のほうから支給状況についての資料とかも出ておりますので、そちらも参考にして決めさせていただいておるところでございます。なお、認定看護師、特定看護師につきましては、資格を取得しその業務に従事することにより、診療報酬により加算も得ることができますので、この金額で適正であるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 危険手当で、このちょっと内容を教えてほしい。消毒従事職員とかというのはどういうことでこの手当をつける、この内容なんかなというのを教えてほしいなと思って思うんやけど。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。危険手当の中の消毒従事職員というところでございます。

こちらにつきましては、1類及び2類の感染症が発症したときに対応した消毒業務、主に看護師等になろうかと思えますけども、そちらの業務に従事した者ということで、病棟及び救急での対応をした職員ということを想定してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） その従事した職員がね、委員会でも消防の対応で聞くんやけど、コロナの患者さんを積んだ救急車を消毒されやるとい、時間かかって消毒されやるといことを委員会でも聞くんやけど、それも危険手当の範囲というのに入らんのかなと思って。同じようなことがこの中では町立病院の職員さんが書いてあるけど、消防のことを書いてへんの、その辺はどんなんかなというのを聞いたかったのと。

あと、看護師さんとお医者さんで、これちょっとね、募集かけるのにいっぱい来ていただきたいがためにこうやけど、この手当もそうやけど、僕今あちこちで病院へ行くんでよく聞くんですけど、勤務制度というんですか、看護師さんの勤務制度とかの改定があちこちでされているみたいなんで、その辺も研究していただいたらもっとこういうことが生きてくるんちゃうんかなと思う。その2点、すいません。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 消防本部の職員に対する危険手当の支給に関する質問でございます。

現在、消防本部におきましては、感染症患者を搬送した際に救急車の消毒等に係る手当については支給はございません。ただ、コロナ禍においてコロナ患者を搬送した際には防疫手当と

いう形で手当の支給はしてございました。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 病院のほうでの消毒作業というところでございます。

先ほど消防長のほうからもございましたが、コロナ禍におきましては防疫等作業手当のほうで支給のほうをしておりました。現在のところはそういう支給のほうはございません。

また、手当の関係につきまして、看護師等の勤務制度の件についてでございます。こちらにつきましては、今後も勤務環境を整えながらいろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時33分 休憩

10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

○議長（曾根和仁君） 日程第7、議案第28号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第28号について御説明申し上げます。

〔議案第28号朗読〕

改正内容でございます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が公布され、施行期日が令和7年6月1日となりました。この法律の改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑として単一化されますので、本町条例のうち罰則規定等において懲役または禁錮と規定する文言を拘禁刑に改定するものでございます。

関係する条例は、那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例をはじめ、6件となっております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第28号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第29号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第29号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田君。

○税務課長（増田 晋君） 議案第29号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例について御説

明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表租税公課に関する証明の項、手数料の金額の欄中「土地建物に対する租税公課については、土地は3筆、家屋は3棟までを1件とし、以上1件を増すごとに300円を加える。」を削る。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

資料といたしまして新旧対照表を添付しております。新旧対照表を御覧ください。

改正の内容でございますが、租税公課に関する証明のうち、固定資産税に係るものとして固定資産評価証明書と固定資産公課証明書がございます。改正前の現行では、固定資産に対する租税公課については、土地は3筆、家屋は3棟までを1件とし、以上1件を増すごとに300円を加えるとして、本町では同じ納税義務者であっても土地と建物をそれぞれ3筆ごとに別々に証明しております。

しかし、令和7年度中に実施されます自治体情報システム標準化に伴い、固定資産に係る証明の仕方が示され、納税義務者で土地と建物をまとめて証明する形に変更されますので、令和7年度の年度当初から標準化に合わせる形に改正させていただきたく所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第30号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第9、議案第30号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第30号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険税率の改正となります。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

国民健康保険税につきましては、和歌山県内の全市町村において、令和9年度までに資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に移行することが求められていることから、昨年度に引き続き資産割を縮減する改正を行うものです。

国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援分と、介護保険の2号被保険者による40歳以上の方に係る介護納付金分から構成されており、それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割が課税されています。

第4条、第7条と第9条の改正は、基礎課税分、後期高齢者支援分と介護納付金分の資産割の税率を、第3条第1項と第6条は、基礎課税分と後期高齢者支援分の所得割の税率改正を行うものです。

附則です。施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。

適用区分、この規定は、令和7年度以降の年度分の保険税に適用し、令和6年度分まではなお従前の例によります。

新旧対照表の後に付けています関係資料をお願いします。

新税率案と現行税率との比較表です。

一番上に合算、その下にその内訳の基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分を記載しています。一番上の合算で説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、資産税割廃止のほか、所得割・資産割の応能割と、均等割・平等割の応益割が50対50になるよう求められており、本町の現在の割合は48.2対51.8となっています。今回の改正では、資産割を現行の15%から7%減の8%に引き下げ、その引下げ額の財源を確保するため所得割を現行の13.0%から0.3%増の13.3%にしています。平等割と均等割については現行と変わりありません。

その結果、本町の応能割と応益割の割合は48.4対51.6、1人当たりの保険税は平均で272円の増額になると見込んでいます。

資料の裏面をお願いします。

モデルケース比較表です。

モデル1、軽減なしの4人世帯です。所得276万円、固定資産税5万円のケースでは年間3,500円の増額となります。モデル2、2割軽減の4人世帯。所得210万円、固定資産税5万円のケースでは年間1,500円の増額。モデル3、5割軽減の2人世帯。年金所得75万円、固定資

産税 5 万円のケースでは年間1,600円の減額。モデル 4、7 割軽減の単身世帯。年金所得40万円、固定資産税なしのケースでは増減額なしとなります。この 4 ケースはあくまでモデルケースですので、所得と固定資産税などの状況によって保険料の増減額に違いが出てきます。なお、保険税率改正につきましては、国民健康保険運営協議会を開催し、諮問しました原案どおりの答申をいただいています。国民健康保険の状況は、被保険者の減少や医療費の増加などにより厳しい状況が続くと予想されていますので、収支のバランスや将来の見通しなどを考慮しながら今後も税率改正を行っていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

10番津本君。

反対ですか。反対。

○10番（津本・光君） 今回の税率の改正については、基本的に上がる人のほうがやっぱり、若干ちょっとね、下がるというケースもありますが、基本的には税率のアップで、今物価高騰で大変なときに住民の生活に追い打ちをかけていくということで税率の改正には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

採決は起立によって行います。

議案第30号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第31号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第10、議案第31号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第31号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次のページに、資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

家庭的保育事業等の設備及び運営につきましては、児童福祉法に基づき、条例で基準を定めなければならないとされております。国の基準となる家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準が改正されることから、本町の条例を改正するものです。

なお、家庭的保育事業等につきましては、保育所、幼稚園より小さな規模、少人数の単位で実施される保育でございます。

改正の内容につきましては、第16条第1項第2号中、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものでございます。

栄養士法が改正され、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を取得した者でなければ試験を受けることができなかったところ、改正後においては管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となります。このことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、施設での食事の提供の際に求められる栄養士の必要な配慮について、従来の栄養士に加え、栄養士免許を有さない管理栄養士についても同要件を満たすことができるよう改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） この管理栄養士のほうが新たに加えられたということで、いろんな説明がありましたが、実際にこれ、この本町で家庭的保育のやっている事業所というのは現在あるんでしょうか。僕、最初に質問した、これについて問題を指摘したときに多分なかったと思うんですが、そこについてお願いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） お答えいたします。

本町におきましては、この家庭的保育事業の施設はございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第32号 那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第11、議案第32号那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 議案第32号那智勝浦町保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町保育所条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条表中、南大居保育所の項を削る。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

南大居保育所につきましては、公立保育所として昭和51年に開設され以降、地域の方々に支えられ運営してまいりましたが、近年児童数が減少する中、本年度末で閉所することとなりました。これに伴い、那智勝浦町保育所条例中、南大居保育所に関する記載を削除するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第33号 那智勝浦町水産鮮度保持施設等維持基金設置条例

○議長（曾根和仁君） 日程第12、議案第33号那智勝浦町水産鮮度保持施設等維持基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 議案第33号那智勝浦町水産鮮度保持施設等維持基金設置条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

本条例は、水産鮮度保持施設等維持協力金を財源として、当町も出資しております第三セクターの那智勝浦冷蔵株式会社が管理運営する製氷貯氷施設、水産鮮度保持施設の大規模修繕や施設の更新等に要する財源に充てるため、那智勝浦町水産鮮度保持施設等維持基金を設置することとし、その管理、処分に関する事項を定めるものです。

第1条の目的は、水産鮮度保持施設等の維持等に要する費用の財源に充てるため、基金の設置を定めるとしております。

第2条の積立ては、基金の原資は、水産鮮度保持施設等維持協力金を充てるとし、基金に積み立てる額は一般会計予算で定めるとしております。

第3条の管理は、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により管理すると定めるとしてしております。

第4条の基金から生じる収入は、基金の運用から生じる預金利子等の収益は一般会計予算に計上してこの基金に繰入れすると定めるとしてしております。

第5条の基金の処分は、第1条の目的の達成に必要な場合及び第1条の目的が消滅したときと定めるとしてしております。

第6条の委任は、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてしております。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） この基金を使って具体的にどういったことをされるかというのがあれば教えていただきたいのと、そのために大体どれぐらいずつ基金に積んでいくのかというのが分かれば教えてください。

○議長（曽根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

具体的に基金の利用方法ということでございますが、これまで修繕については、施設がまだ比較的新しいということで勝浦冷蔵株式会社のほうで修繕を行ってきました。今後、経年劣化も予想されますので、冷蔵庫の根本的な更新であったり、最終的には施設のやり替えも含めて更新等出てくる、必ず施設でございますので、来ますので、その財源に充てるというふうにしております。

今後の基金の目標といいますか、予定ですが、これまで過去3年維持協力金をいただいております。その平均額が1,800万円程度ではございますが、令和6年度の現状の試算としましては1,200万円の予定となっておりますので、令和7年度以降その額を目標にできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第34号 那智勝浦町企業版ふるさと納税基金設置条例

○議長（曽根和仁君） 日程第13、議案第34号那智勝浦町企業版ふるさと納税基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） それでは、議案第34号那智勝浦町企業版ふるさと納税基金設置条例について御説明いたします。

本条例は、企業からの那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に関連する寄附金を財源としまして、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図り、地方創生のさらなる充実に資するため、那智勝浦町企業版ふるさと納税基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

資料としまして、関係資料を添付してございます。関係資料をお願いします。

まず、1の企業版ふるさと納税の制度の概要でございますが、企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みで、最大で寄附額の約9割の優遇措置を受けられるものです。

次に、2の基金のメリットでございますが、当制度では原則として企業からの寄附を受けた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附を充当することとなっておりますが、基金を設置することで翌年度以降の事業への寄附金の充当が可能となることから、効率かつ効果的に寄附金を活用することができると考えております。

また、令和7年度税制改正により、現行の税額控除の特例措置を3年間延長となりました。昨年9月に紀陽銀行と企業版ふるさと納税に関する紹介業務契約を締結し、まだ実績はございませんが、企業とのマッチングについて支援を受けております。また、昨年、公民連携推進機構と地方創生に向けた公民連携包括連携協定を締結し、連携事業を通じて会員企業と関わる機会が増加しており、企業版ふるさと納税に対する企業側の機運が高まれば寄附額の増加が見込まれることから、頂いた寄附を計画的に充当することができると考えております。

それでは、条例の内容について御説明します。

第1条の設置は、企業からの那智勝浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業に関連する寄附額の財源として、まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進を図り、地方創生のさらなる充実に資するため、那智勝浦町企業版ふるさと納税基金を設置することを規定するものでございます。

第2条の積立金は、基金に積み立てる額は一般会計予算で定めると規定するものでございます。

第3条の管理は、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により管理することを規定するものでございます。

第4条の運用益金の処理は、基金の運用から生ずる預金利子等の収益は一般会計予算に計上してこの基金に編入することを規定するものでございます。

第5条の繰替運用は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることを規定するものでございます。

第6条の処分は、第1条に規定する事業に要する経費に、財源に充てる場合に限り、その全

部または一部を処分することができるという規定でございます。

第7条の委任は、基金の管理に関し必要な事項は町長が定めることを規定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 単年度じゃなくて繰越しで基金に繰入れできるということで大きな事業にできるようになると思うんですが、条例変更してこういう事業に力を入れて取り組みたいという意見がございましたら教えていただきたいんですが。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 今後の具体的な意見があるかどうかというところですけども、やはりこちらを充当する事業に関しましては、そちらの資料の基金の使途の例のところに該当するような事業について企業様から御提案があった部分について対応していくものでございまして、そこについては企業と十分コミュニケーションを取りながら、具体的にどの事業に行くかというのは今後各企業さんと詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） そうですね、企業さんが寄附をしてくれるんで企業さんの意向もあると思うんですけども、企業さんによっては那智勝浦町を応援したいという方もいらっしゃると思うんで、那智勝浦町の意見を酌んでくれる部分もあると思うんで、那智勝浦町としてどの部分の、6つ手を挙げてくれてますけれども、具体的にこういったことをしたいというのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） あらゆる施策、こちらの6つの事業の範囲内であればたくさんの事業があるかと思います。今の中で順位づけというのはちょっと難しいんですけども、企業さんの考えとか、これまでもそうですけども、十分意見を聞き取りながら、こちらからその企業さんの意向を聞きつつ、それではこういう事業というのはあるかと思いますが、今この時点で福祉が先だとかそういうことはまだ決めていないところです。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） ちょっと課長が答えにくそうなので、町長、よかったらこういったことをしたいってお答えできたらお願いできませんか。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 現状でも具体的には決まってはございません。少なくとも。

企業版ふるさと納税の使途ということでございます。今具体的には決まってございません。

が、ここに資料にありますように、1番から6番、これは町の施策全て網羅しているようなものだと思います。そういった意味で、企業さんの意向も踏まえながら、今後具体的な企業版ふるさと納税があれば、そちらと相談しながら進めていきたいと思います。

私も防災・減災がね、喫緊の課題だと思っておりますので、できればそういうものから始めたいと思いますけれども、企業さんの意向もございますので、尊重しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、ちょっとお聞きします。

ちょこちょこっと資料を検索してみたら、国が認定した地域再生計画に挙げている地方創生プロジェクトということが基金の使途になるのかな。この中で、基金の使途の中でまち・ひと・しごとの創生総合戦略を挙げているんですけど、市町村によつたらもっと簡略化して、3項目ぐらいでこうされているところも多いんですけど、うちはこの辺を、この例として挙げているんですけど、この辺はどんなして考えてあるんかいなと思って。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 当町の考え方としては、こちらの総合戦略、まち・ひと・しごと創生戦略に具体的な項目、事業が示されていますので、そちらに該当するところで企業さんとお話し合いながら、そこの意向に、この事業の項目よりももっと詳しい御希望がありましたらそちらの総合戦略の中の事業の中の予算のほうに充当するようにしております。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 詳しくじゃなしに、ほかの市町村はもっとアバウトに、扱いやすいような形でやってあるんやんけど、うちは何でこのまち・ひと・しごと総合戦略を例として挙げてあるのかなと思って。もっと大ざっぱに書いてあるところが多いと思う。だから、何でもここまで細かく分けたやつを例に挙げてきたんかなと思って。その辺ちょっと聞きたい。もっと3項目ぐらいでどこでも使えるような使途の例を挙げて、現実的に挙がってあるところが多いんやけど、うちみたいに6項目まで挙げる必要があるんか。これ逆に扱いにくいんかなと思って。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 総合戦略を基本にしておりますけれども、総合戦略の中でも大項目の中で挙げさせてもらっているこの6項目について、柔軟に対応できるようにしておりますので、町全体の事業については多く対応できると考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） この総合戦略につきましては広く捉まえていますので、私も3つか4つか5つかって、それはもう特に数字はこだわっておりません。多分これは長期総合計画とリンクさせるような格好で、その大項目に合わせたような格好で決めたんじゃないかなというよう

に思います。ですから、少ないから多いからということじゃなくて、これは6つでもう町の全ての事業が対象となるということでお考えをいただいたらと思います。3つであろうが6つでも関係はないと思います。

以上です。

○議長（曽根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 別に大きなお世話やと思うんですけど、簡単に何でも使えたらええなというだけの話で。だから、新たにやりたいことがどっかに引っかかったらええって、もっと簡単にしたほうがええんちゃうかというだけの話やったんで、結構です。答弁結構です。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、一つだけ確認といいますか、この広い意味ということなんですけど、仮に未来ある子供たちに、教育のために使いたいとかになった場合に、これ項目、言えどこに該当するのか、例えば何ですか、豊かな心とかになるのか、そこら辺はどうなのかと思って、それだけ教えてください。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

学校関係、教育関係、子供の関係になるんですけれども、そちらのほうはこちらで言うのと、5番の豊かな心と地域文化を大切にするまちづくりの中でそういう項目について基本的な考え方とか記載されています。そちらのほうで対応していくことになります。

以上です。

○議長（曽根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第35号 那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第14、議案第35号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 議案第35号について御説明いたします。

〔議案第35号朗読〕

次のページは、改め文でございます。

今回の改正は、那智山地区にある那智第3団地と市野々地区にある市野々引揚者住宅の老朽化による取壊しを行ったため、別表の記載を削除するものでございます。

また、第10条第1項中、「第10条」を「第11条」に改める点については、国の規則の変更に
よる条ずれでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第36号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第15、議案第36号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 議案第36号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例につ

いて御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

地方公務員の定年引上げにより、消防本部におきましても段階的に65歳まで定年が引き上げられます。ただ、現在定数40人で実員40人の消防本部では、年齢60歳以上の職員が増え消防活動に支障を来すおそれがあり、65歳定年に合わせた年齢構成の平準化及び消防力の維持を図るため、職員定数を現行の40人から45人に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番東君。

○2番（吾妻正崇君） 5名増えたらすぐ人件費が上がると思うんですけども、同規模程度の自治体とかの対応とかも教えていただけますでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 同規模程度の自治体はどうかというふうな御質問でございます。

同規模程度の自治体の調査については詳しいことは行ってございません。ただ、近隣の串本町、新宮市については、もう既に条例改正を行って定数を増やしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2番吾妻君。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） その規模の、同規模程度の自治体の状況ということでございますので、類似団体による消防のあるところ、ないところがございますして、消防がなくて一部事務組合等で運営しているところもあります。単独で持っている自治体といたしましては、消防の定数が平均で51.27人となっております。本町は改正前の定数が40名でございますので、同規模の自治体と比べるとかなり職員数が少ないという状況でございます。

以上でございます。

〔2番吾妻正崇君「市も含めてですか」と呼ぶ〕

類似団体による同規模程度の団体との比較ということでございます。

〔「人件費が上がるん違うかということ」「人件費」と呼ぶ者あり〕

その人件費ということでございますけども、今回この改正の趣旨と申し上げますのは、まず40名の定数に対して40人の職員ということがございます。そのことによって、職員の定年齢の引上げによりまして新たな職員が採用できないということがございまして、職員の偏りが今後発生する可能性が高いということで、年齢の平準化ということを図るために今回定数を5名引き上げるとことでございます。

実数につきましては、一時的にはその40名を超えることがあろうかと思いますが、45名いっぱいいっぱいまでの採用ということの目的のための引上げではございませんので、人件費の増

加ということには直接は結びつかないものかなということは考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） じゃあ、適正人員が40名で、臨時的措置として45名、その世代間の人数の平準化といいますか、のためということで、もう将来的には40名に戻すということですか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 定数が、条例上の定数が45名ということになりますが、40名に戻すということではなしに、必ずしも45名いっぱいまでの採用は考えていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） それは理解はしています。ただ、それがずっと継続してしまえばすごい財政負担になると考えたんでそう言わせてもらったんですけども、そういったことはないということですね。すいません。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 一時的にですね、その60歳以上の職員が増えているという年もあるんです。それを通り過ぎますと平準化できる、くる年代にもなってきますので、45名いっぱいっぱいの採用ということは継続的に続くということはないかと考えております。

○議長（曾根和仁君） 7 番加藤君。

副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 消防職員、今現在40名で動かさせていただいておりますが、この40名が正しいかどうかというのはまたこれは別問題で、うちの救急業務、結構回数出たりしております、現在今3 班体制で24時間対応させていただいておりますが、それが40名でもう非常にこれは消防職員かなり負担を強いております。それで、何人が妥当かということは申しませんが、それが今回の法改正により60歳定年でそのまま延長して働いていただける職員、その方々を含めて、じゃあ5年間増えてくるまで新規採用がしないのかということによると、残りの若手の戦力が落ちてしまいますので、その方々、定年、管理職でおられた方々が定年した後も、やはり現在の戦力、40名ではきついながらやっておりますけれども、そこへ60過ぎの、まあ言えば高年齢の方が若い方と一緒に機動力が発揮できるかという点と難しいこともございます。ですから、そこは新しい機動力の若い方を入れつつ、また60過ぎた方は指導、いろいろな指導に当たっていただくということで今回の定数を上げさせていただいております。40人ではきついながらもそれを機動力を維持するために定数を上げさせていただきたいと。60歳から65歳まで定年延長になりますので、その間該当する人数は7人、8人になる年代もございますが、それでも45でやっていただきたいということの定数の上限を上げさせていただいたということでございます。

○議長（曾根和仁君） 7 番加藤君。

○7 番（加藤康高君） すいません、確認の意味も踏まえてなんですけど、40から45名に一時期は

増えると。今その役職定年、60歳以降の方も延長してもらうという中で、言葉は失礼ですけど、高齢、60歳の方がそのまま延長した場合に、実際の実務というか、現場に出てやっていくのを、先ほど今ちょっと副町長がおっしゃっていただきましたけど、そういう形で人も若い人を増やしつつ、役職定年になる方につきましてはそういう後輩の指導というか、そういう形のちょっと一旦現場から外れてというか、そういう形での教育をしていくような形になるのか、それともやっぱりその体制が平均50ある中で40は少ないので、その人も実情の戦力として朝からこう行ったりするのか、そこら辺の取決めというか、45に変わってどういうふうになっているのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 役職定年後の職員の部署についての質問であると思います。

これについては、60歳を超えたといってもですね、個人差があるものですから、体力面、体調面とを考慮しながら交代制勤務につける者についてはつかせていきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第37号 那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第16、議案第37号那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 議案第37号那智勝浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次ページをお願いいたします。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、本町条例の一部改正を行うものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。

新たに、退職報償金の勤務年齢区分に35年以上を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項には施行期日を、第2項では経過措置を記してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第38号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第17、議案第38号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第38号について御説明申し上げます。

〔議案第38号朗読〕

関係資料で御説明させていただきます。

新旧対照表の最後の8ページを御覧願います。

下段の別表5でございます。職員の給与につきましては、職務職階制といたしまして、職務の種類及び責任の度合いに応じ等級別基準職務表により定められているところでございます。

今回、看護師職につきまして、左側の改正後のところで新たに7級を設け、職務として副院長の職務を追加するものでございます。

関係資料の1ページをお願いいたします。

別表4、看護師等の給与表でございます。

等級別基準職務表で定めた7級の職務の給料表について、右側の改正前の別表4の右側に7級の列を追加するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） この料金、職員の給与の改定というのは、これ看護師長を副院長で給料を上げるといふ形やね。これは、成り手がないからという趣旨でこういう形になってあるんか、みんな、中の、病院業務の中で副院長になったほうが看護師さんの意見が通るさか、こういう規定になってあるんか、その辺もうちょっと。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 今回、看護部長の職の上に副院長職というのを設けてございます。

これを設ける病院側のメリットといたしましては、看護師というのは長年病棟や外来の勤務実績から、患者様のための医療の視点を持っていると思われまふ。看護師目線での医療の推進というのが図られ、また看護の質が向上するといふふうにも考えられます。そのほか、チーム医療の連携強化、人材育成の促進、他職種間の理解促進、患者満足度の向上などについてもこれまでの経験を生かして強化、推進といふものが図れるものと考えてございます。

現在、医師の副院長職というのは不在でございます。院長の片腕として新たに副院長を設け、活動していける者といふふうと考えてございます。

以上でございます。

〔「看護部長イコール副院長ではないということ」と呼ぶ者あり〕

すいません、看護部長が必ず副院長になるかといふと、そういうわけではございません。人材を見極めながら適した人材がおれば副院長に昇任するといふふうな考えでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 単純に看護部長イコール副院長かなと思つたらそうでもないといふことで。例えば、看護部長じゃない人が副院長になる可能性といふのは、何か考えにくいなと思つたんやけど、さっきの答弁の前に、例えば看護部長が副院長になつた場合、もう一人看護部長

ができるんかなっていう、看護、副院長の下に、看護師の副院長の下に看護部長がまたできるんかなという考えやけど、そうなって下にまた上がってくるんかなと思ったら、そうでもないんやね、じゃあ。これ、看護部長がおって違う人が副院長になった場合、逆にやりにくいん違うんかなと思って。それはどんなして考えてあるんか。

○議長（曽根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 現在のところは、看護部長と副院長兼務ということで、1人の者がするというふうなことを考えてございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時51分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曽根和仁君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第39号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）

○議長（曽根和仁君） 日程第18、議案第39号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第39号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,088万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,735万3,000円とするものとさせていただきます。

第2条は繰越明許費の規定となっております。

第3条は債務負担行為、第4条では地方債の補正をお願いしてさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でさせていただきます。

款11地方交付税から、3ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額113億7,647万2,000円に補正額で1億4,088万1,000円を追加し、計で115億1,735万3,000円とするものとさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳出でさせていただきます。

款2の総務費から5ページ款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でさせていただきます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものとさせていただきます。

款3民生費の物価高騰対策給付金事業から款10災害復旧費の林道大戸妙法線災害復旧事業まで、12件の事業を翌年度に繰越しし、令和7年度において実施するものとさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でさせていただきます。

新たに新クリーンセンター建設事業について、令和7年度までの期間において2億4,370万5,000円を限度額とする債務負担行為を設定するものとさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でさせていただきます。

起債の目的欄、公共事業等から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業まで、補正前の限度額、計15億2,859万2,000円に860万円を増額し、補正後の限度額を15億3,719万2,000円とするものとさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でさせていただきます。

1、総括として、このページの歳入と次の10ページの歳出について、それぞれ1億4,088万1,000円を増額をお願いしてさせていただきます。

10ページをお願いします。

歳出の補正額の財源内訳でさせていただきますが、国県支出金5,366万4,000円を増額、地方債860万円の増額、その他6,582万7,000円を増額、一般財源は1,279万円の増額となっております。

11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は4億4,705万円の増額で、計で41億2,619万1,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金、節3新しい地方経済・生活環境創生交付金3,955万5,000円につきましては、国補正予算により新たに設けられた交付金でございます。避難所の生活環境改善に必要な資機材や車両について、地方公共団体が平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援するものとされております。後ほど歳出で御説明させていただきます避難所の備蓄物資や水防警戒車両など、また町立温泉病院事業会計で御説明させていただきます衛星携帯電話を整備するための財源とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、補正額21万2,000円につきましては、備考欄記載の各基金について定期預金利率が年度途中に増加したことから、預け替えを行ったことによる増加でございます。

款18寄附金、目2総務費寄附金、節3災害復興寄附金11万4,000円につきましては、令和6年度に御寄附いただきました3件21万3,770円の実績により補正するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては1億4,000万円、目2減債基金繰入金につきましては3億5,000万円、目3まちづくり応援基金繰入金につきましては1億1,500万円をそれぞれ減額しております。

款20繰越金、目1繰越金、補正額1億7,074万円につきましては、令和5年度からの繰越金でございます。

18ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入の説明欄1行目、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金でございますが、後ほど歳出で御説明させていただきます水防警戒車をプラグインハイブリッド自動車とするための定額補助金を受け入れるものでございます。

19ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目5土木債から目9災害復旧債まで、計で860万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8病院費、補正額32万円でございます。町立温泉病院にて衛星携帯電話を整備するに当たり、財源として国庫補助金分について町立温泉病院事業会計へ繰り出すものでございます。

28ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額8,077万4,000円の増額でございます。先ほど歳入で御説明しました新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して避難所における資機材等を整備するものでございます。

お配りしております総務課防災対策室関係資料を御覧ください。

資料の左上の組立て式給水タンク13台、事業費698万円から、右下の防災備蓄倉庫5台、事業費545万円まで、記載の10品目について整備するものでございます。このうち、表の右上にございます電源車につきましては、水防警戒車両として現在使用しております車両が平成22年登録と14年を経過していることから更新整備を行うものでございます。また、更新整備に併せてプラグインハイブリッド車両として整備することにより、災害による停電時などに避難所等における電源車両としての活用も考えてございます。表左下のパーティションのうち写真右側のものにつきましては、外部からの視線を遮ることが可能なプライベート型となっております。各避難所における更衣室等での使用を考えております。

資料の裏面を御覧ください。

各中核避難所ごとの資機材の配備予定数でございます。ポータブル電源、LED照明器具につきましては、各施設の棟数を考慮しております。パーティションからエアマットまでにつきましては、各避難所における体育館や教室における設置区画を考慮して配備するものでございます。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

30ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費でございます。

目1元金、目2利子ともに、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

31ページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費でございます。

目1財政調整基金費、補正額20万8,000円につきましては、基金利子を積み立てるものでございます。

目2減債基金費、補正額3,677万5,000円につきましては、普通交付税の算定において令和8年度までの臨時財政対策債償還基金費として措置されたもので、令和7年度、令和8年度における臨時財政対策債の償還財源とするため積立てを行うものでございます。

目8災害復興基金費、補正額11万4,000円につきましては、御寄附いただきました寄附金を積み立てるものでございます。

32ページから36ページまでは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。

新クリーンセンター建設事業につきましては、令和4年6月6日に47億6,850万円で工事請負契約を締結し建設工事を進めてきましたが、昨今の賃金や物価の高騰により、請負業者の内海プラント株式会社から工事請負契約の条項に基づき令和6年3月22日、請負代金額の変更協議について変更金額3億2,906万円の請求がありました。

その後、基準日における対象工事費などの協議にかなりの時間を要しましたが、先日協議が調いましたので、賃金・物価の変動に基づく請負代金額の変更額2億4,255万円と、当初想定していなかった地中障害物の撤去費用115万5,000円の合計額2億4,370万5,000円の債務負担行為の補正をお願いするものです。

なお、対象工事に対する賃金物価の変動率は請負業者との協議により9.7%としており、工事請負契約の条項により1.5%までは請負業者の負担となりますので、本町の負担分は対象工事費の8.2%になっています。

12ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4保険基盤安定負担金の6万7,000円は、国民健康保険税の低所得者などの軽減分に係るもので、実績見込みにより補正をお願いするものです。

14ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金167万9,000円の減額は、国民健康保険税の低所得者などの軽減分に係るもので、節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金113万4,000円の減額は、後期高齢者医療保険料の軽減分に係る県負担金で、実績見込みにより補正をお願いするものです。

20ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等の15万円の増額は、職員に欠員があり、補充する職員も見つかっておらず見込みよりも超過勤務が多くなりましたので超過勤務手当の補正をお願いするものです。

次のページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金869万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の2つの特別会計の実績見込みにより繰出金の補正を行うものです。

23ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節11役務費の28万5,000円の補正は、勝浦地区の町有山林が主な発生源となっているヤスデの駆除を目的とするもので、昨年度大量発生し、住宅地への影響が大きかったことから、年2回の消毒を行いたく今回1回目の費用をお願いするものです。

次のページをお願いします。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費、節1 報酬から節4 共済費の22万4,000円の増額補正につきましては、会計年度任用職員1名の退職に伴い、職員の補充をしたくお願いするものとなっています。

住民課の分は説明以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 障害者自立支援給付費負担金1,525万円と、次の節3 障害児施設給付費等負担金165万円と、14ページをお願いします、款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節3 障害者自立支援給付費負担金762万5,000円と、次の節5 障害児施設給付費等負担金82万5,000円の増額は、後ほど歳出で説明します障害者サービス給付費の増額に伴い、それぞれ国2分の1、県4分の1を受け入れるものでございます。

13ページにお戻りください。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節6 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,413万円の減額は、説明欄記載の給付金事業費の確定に伴い減額するものでございます。

21ページをお願いします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節27繰出金304万4,000円の増額は、説明欄記載の繰出金は介護給付費等の増額補正に伴い、町の負担分を繰り出すものでございます。

目7 障害者福祉費、節19、3,380万円の増額は、実績見込みによるものでございます。5行目の共同生活援助費はグループホームでの日常生活上の支援サービス費で、利用者の増により補正をお願いするもので、それ以外の科目は障害者の生活全般にわたる各種支援を行うもので、利用者数は増加していないものの1人当たりのサービス利用料が増加しており今回補正をお願いするものでございます。加えて、報酬改定等による増加分もお願いしてございます。

目11物価高騰対応重点支援事業費、節18負担金、補助及び交付金1,818万円の減額は、事業費の確定によるもので、説明欄記載の給付金事業のうち低所得者支援給付と定額減税調整給付が福祉課分となります。なお、低所得者支援給付としまして1世帯当たり10万円を306世帯に、定額減税調整給付といたしまして2,537件給付してございます。

23ページをお願いします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 健康増進費、節12委託料326万円の減額は、説明欄記載の健康検査委託から集団健診業務委託まで、健診業務の終了に伴い減額するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明いたします。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節8妊産婦アクセス支援事業費補助金、補正額8万4,000円の減額と、15ページの款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費補助金、節8妊産婦アクセス支援事業補助金、補正額8万4,000円の増額は、国の補助事業分が県を経由する間接補助事業であったことから県補助金に変更するものでございます。

次に、15ページ上段をお願いいたします。

目2民生費補助金、節10ひとり親家庭等医療費補助金31万8,000円と、次の節13乳幼児医療費補助金122万9,000円は、それぞれの医療費の増加見込みと、審査手数料、事務費の減額見込みを合わせた県2分の1の補助金の補正をお願いするものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費、節19扶助費132万7,000円の増額につきましては、医療費支給実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

目11物価高騰対応重点支援事業費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の物価高騰対応重点支援給付金のうち、こども加算65万円の減額は、こども加算の支給実績によるものでございます。子育て世帯20世帯に対し、18歳以下の児童32名分を支給してございます。

22ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費と、その次の目2児童措置費につきましては、企業版ふるさと納税の充当により財源内訳を変更するものでございます。

次に、目4子ども医療対策費、節19扶助費598万4,000円の増額につきましては、医療費支給実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料14万4,000円の増額につきましては、令和5年度の未熟児養育医療費の額の確定による国と県への返納金でございます。

23ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、節22償還金、利子及び割引料、補正額は20万1,000円でございます。令和5年度分の母子保健衛生費国庫補助金の額の確定による返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

15ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4中山間地域等直接支払事業費補助金22万9,000円は、色川、高津気地区の補助対象農地が当初より増加したため、増加分4分の3を県より受け入れるものでございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金126万7,000円は、説明欄記載の林道大戸妙法線災害復旧事業の補助率増によるものです。令和5年度発生 of 林道小匠小森川線の災害に続き、2年連続の災害の場合は連年災害補助という補助金の適用を受けられますので、補助率が当初50%から69.2%に変更したものであるものでございます。

18ページをお願いします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄の一番下、全国棚田千枚田サミット負担金返還金につきましては、昨年度開催のサミット事業精算に伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄、中山間地域等直接支払事業補助金、補正額30万6,000円は、先ほど歳入でも説明しました色川、高津気地区の補助対象農地5件分143アールが増加した分となっております。節24積立金5万4,000円は、説明欄記載の中山間ふるさと水と土保全事業基金積立金で、先ほどのサミット事業精算金5万1,000円と利子3,000円を積み立てるものでございます。

30ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費につきましては、財源内訳の変更でございます。

農林水産課の関係は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4商工費国庫補助金、節2社会資本整備総合交付金275万円の補正をお願いしております。年間を通じて多くの観光客が利用する那智山観光の拠点エリアである大門坂駐車場について、既存の観光案内所やトイレ施設の配置の再検討をするため、まちなみ環境整備事業での国の交付金を活用し、計画的に取り組んでいく予定としております。今年度は、大門坂駐車場リニューアル改修基本計画策定に係る業務委託に対し、国からの交付金2分の1を受け入れるものでございます。

次に、16ページをお願いします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援寄附金720万円の増額につきましては、今年度4件の企業版ふるさと納税を受領したことによるものでございます。

次に、20ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金906万3,000円の補

正をお願いしております。説明欄記載の路線バス運行維持費補助金につきましては、熊野御坊南海バス株式会社が運行する新宮勝浦線で令和5年10月から令和6年9月の期間に生じた損失分について、本町と新宮市で距離案分の上、協調補助を行うものでございます。その下の物価高騰対応重点支援補助金の減額につきましては、6月の第2回定例会で補正予算を御可決いただき実施してまいりました自治会管理街路灯等LED化事業補助金のうち、区民会館の照明LED化の実績により減額するものでございます。

次に、25ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費4万7,000円の補正をお願いしております。主なものとしまして、節18負担金、補助及び交付金4万6,000円の増額については、相談窓口で雇用している会計年度職員の人事院勧告による人件費増により、東牟婁地域消費者生活相談連絡会議負担金が増えたところによるものでございます。

次に、企業版ふるさと納税に関する予算への充当について御説明いたします。

歳入で御説明しました企業版ふるさと納税720万円につきましては、寄附をいただきました企業の意向に沿うように寄附金を充当させていただいております。充当先につきましては、20ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費に200万円、続いて22ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費に450万円、その下の目2 児童措置費に50万円、次に、23ページお願いします、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費に10万円、次に25ページ、款6 商工費、項2 観光費、目1 観光総務費に10万円、合計720万円を充当してございます。

観光企画課の関係は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（菅根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1 使用料、目5 土木使用料、節4 建設残土処理場使用料、補正額5,698万円の増額をお願いするものでございます。主な要因としましては、和歌山県工事により発生した土砂が大量に搬入されたことによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目2 大谷地区残土処理場整備事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、節18負担金、補助及び交付金、補正額1,083万8,000円の減額につきましては、物価高騰対応重点支援として各区街路灯のLED化が終了しましたので、実績による額の確定でございます。

27ページをお願いいたします。

項3 河川費、目2 河川改良費、節18負担金、補助及び交付金、補正額763万1,000円につきま

しては、今年度、和歌山県が実施しています説明欄記載地区の土砂災害対策事業8件分の県事業負担金でございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅根和仁君） 消防長湯川君。

○参事（消防長）（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金、節2消防団設備整備費補助金につきましては、整備を予定していました高性能防火衣、ジャッキ、浮環について、当初及び追加で補助申請を行いました但割当てがなく、全額減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節3ドローンを活用した防災・減災対策補助金につきましては、本年度整備いたしましたドローンにつきまして、県補助金を受け入れるため増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄2行目記載の県防災航空隊派遣隊員助成金につきましては、令和4年度から派遣しています本町職員に係る通勤手当の支給漏れがあったことから、遡って3年分を受け入れるものでございます。次の行、消防団員公務災害補償共済基金助成金につきましては、先ほど御説明いたしました国庫補助金で補助金の割当てがなかった高性能防火衣について、当該助成事業の採択を受けたことから助成金を受け入れるものでございます。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、説明欄1行目、通勤手当につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました防災航空隊派遣職員の通勤手当3年分を遡って支給するものでございます。

次の行、超勤手当につきましては、火災、救助、警戒活動等の警防活動、ロケット打ち上げ延期に伴う職員の派遣、救急出動件数の増加とそれに伴う補充勤務に従事を要した人員の増加、また人事院勧告等による給与条例の改定に伴う差額の支給により増額をお願いするものでございます。次の行、救急出動手当につきましては、救急出動件数の増加により増額をお願いするものでございます。次の行、夜間勤務手当につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与の引上げにより増額をお願いするものでございます。次に、節8旅費及び節18負担金、補助及び交付金につきましては、消防大学校火災調査課へ職員1名の派遣を予定していましたが、県内枠1人に対して複数の入校希望者があり、本町の割当てがなかったことからそれぞれ減額するものでございます。

次に、目2非常備消防費につきましては、歳入で御説明いたしました国庫補助金の減額と、

基金からの助成金の受入れに係る財源内訳の変更でございます。

次に、目3 消防施設費、節17 備品購入費、説明欄記載の無人航空機1台、いわゆるドローンの整備につきましては、実績により減額するものでございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳出です。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費につきましては、市野々小学校トイレ改修事業の事業費確定による財源内訳の変更です。

目2 教育振興費及び項3 中学校費、目2 教育振興費と目3 給食管理費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金を学校給食助成事業補助金及び中学校給食材料費への充当に伴います財源内訳の変更でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません、ちょっと消防の7万2,000円の通勤費の処理のことで教えていただきたいんですけども、過去3年分ということなんですけども、年度を超えてというところは会計上は特に問題ないんですか。すみません、参考までに教えてください。

○議長（曾根和仁君） 総務課。

〔「暫時休憩して話を整理してもらったら」と呼ぶ者あり〕

休憩する、休憩したほうがいい。

〔「決算閉まったあるから何も問題ない」「年度またいであるのがどうなっている質問やろ」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩、休憩。

一旦休憩します。再開14時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時13分 休憩

14時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 通勤手当の3年間の遡り支給ができるかどうかというお問合せでございました。

労働基準法上の賃金の請求期限については5年ということでは定められているということでございます。それと、今回過年度の事由に係る支出となりますが、請求がございましたのが当年

度となつてございますので、会計上も特段の問題はございません。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） この各避難所への資機材、すごく数を見てびっくりしまして、とてもありがたいことやと思うんですが、なかったものがこれだけそろうのはすばらしいなと思うんですが、この裏面を見ましたら、防災備蓄倉庫、そのほかとあります。多分、給水タンクが入るんじゃないと思うんですが、その他っていうのがじゃあどこなのかというのと。

電源車、これ防災用、とっても重要なことやと思う。たしか私の記憶では、前コロナ禍の補助金を使って1 台目を買いました。2 台目やと思うんですけど、これは防災用といいましてもやっぱり公用車ということで役場に置くという考えでよろしかったでしょうか。それが2 点目。

衛星電話、これ場所は書いてませんけども、都度都度の説明によりますと病院に設置されると思うんですけども、じゃあ病院のどこに置くのかという説明を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、防災倉庫の配置場所、その他ということでございますけども、これは消防・防災センターの敷地内を考えてございます。宇久井中学校がですね、来年度、再来年度と大規模な工事を予定しておりまして、そちらに配備したいのですが、一旦消防・防災センターの敷地内に配置して、後ほど宇久井中学校へも設置したいというふうに考えてございます。

それから、電源車ですけども、これは現在水防、水防のための車両ということで、役場の倉庫で使用している車の代替の車両となりますので、役場の車庫への配置ということを考えてございます。

以上でございます。

〔「衛星電話」「病院のどこへ置くんやろ」と呼ぶ者あり〕

衛星携帯電話の配置場所でございます。これは総務課のほうへ配置させていただきたいと考えてございます。

○議長（曾根和仁君） 7 番加藤君。

○7 番（加藤康高君） ちょっと今の5 番議員さんの質問にもかぶるんですけど、この先ほどのその他のところの、今は、先ほどの説明は倉庫が移って宇久井へ持っていくって、その後、組立て式タンク3 つあるじゃないですか。これ、その他って私はちょっと場所が分からない。これも全てこの消防の今の防災センターへ持って行って、その後宇久井へ持っていくというようなイメージなんですかね。そこだけちょっと確認を、組立て式タンクが、給水タンク、これも3 つその他で出てるので、それは、それもどういう形で持っていくのか、場所が決まってあるんであれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 組立て式給水タンクの配備場所でございます。その他と表示されておりますのは、これは町内にございます福祉施設を想定してございます。

以上でございます。

〔「施設どこどこ」と呼ぶ者あり〕

すいません、具体的な名称で申しますと、特別養護老人ホーム日好荘那智園、それから湯ごりの郷、それから老人保健施設ルピナス、以上3か所でございます。

○議長（曽根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） お尋ねします。

私、ちょっと聞き漏らしたかも分からないんですけども、25ページにその商工振興費のほうで積立金、中小企業金融基金の積立金があるんですけども、これ存置で1入っているんで、これ専決で後からもう一回積立てするのかなと思ったりしてるんですけども。それと、これどんな基金なのかどうか、確認のため教えてください。

それと、先ほどの28ページの防災の関係の備蓄品ですね。これやっとな智勝浦町もここまで整備できたのかなと、地域の皆さんも安心すると思うんですけども、実際、災害に遭った場合にはその地域の皆さんに避難施設がですね、というのは、やっぱり助けてもらわなあかんと思うんですけども、そこまでまだ話はいつてないかも分かりませんが、地域の皆さんにもこれどういふものを整備するんですよと知ってもらうためにもですね、さきにこういうものを購入しますよというお話をしていただくとか、購入した場合にですね、こういうものが整備されたということを地域の人に知ってもらうことが大事かなと思うんですけど、その辺りどのようにお考えなのか伺います。

もう一点、この中にある水防警戒車両なんですけども、電源車にもなるよということなんです。水防警戒車両でこの車種というのが適当なのかどうか。雨の中、何かRVでね、走っていくのに電源車というのが、これが適当なのかどうか。ちょっと私、素人考えで思ったんですけども、その辺りもお伺いしたいと思います。

○議長（曽根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、今回整備いたします避難所の各種資機材でございますけども、これ整備ができた暁にはぜひ自主防災組織の方々も交えた中で避難所の設営訓練を実施していきたいと考えてございます。その中で、避難所の備蓄物資の御確認等もしていただけたらなというふうに考えてございます。

それとあと、電源車が水防警戒車として適切かどうかということでございますけども、今のところは水防警戒車としても使用できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 今回、提案しております1,000円の増額につきましては、借換え、積立での借換えに伴ってですね、利子が発生した関係で増額しておるんですけども。

〔「増額した」と呼ぶ者あり〕

はい。ちょっとその基金の目的のほうをですね、少し今確認させていただいていますので、後ほど報告させていただきます。

○議長（曾根和仁君） 8 番東君。

○8 番（東 信介君） 歳入のほうの16ページですか、の総務費寄附金の中でまちづくりの応援基金で企業版って。企業名とかの説明は結構なんですけど、企業さんが、寄附してくれる企業さんがこういうものに使ってくれとかそういうのが何かあったのかなと思って、その辺あったら聞かせていただきたいのと。

28ページとか、18ページとかもあるんですけど、今回のその新しい地方経済・生活環境創生交付金ですか、この中の項目で出していただいているんですけど、細かいことを聞くんですけど、この非常用可搬発電機ですか、これはガスとガソリンと両方使えるというものやと思うんですけど、この写真で写ってあるやつは。その辺どんなに考えてあるんかというのと。

次のポータブル電源のやつで、多分この写真に写ってあるやつはソーラーパネル付とかそういうもんやと思うんですけど、その詳細が分かったら少しと。

電源車はもう先ほど3 番議員さんに聞いてもろうたから結構なんですけど、このエアマットですか。この840個なんですけど、多分単価でしたら1,360円で、よくネットに出てきてある防災・減災用の10年保証のやつやと思うんですけど、これ大丈夫なんかな。1 回使ったらもう多分次膨らまんとかというそんな粗悪品結構多いんですけど、エアマットやなしに、例えばアルミの折り畳みのマットらのほうが現実的に実用的やないんかなと思うんですけど、そういう、この中にエアマットが入った選考基準というのはどんななんかなと思って、その辺すいませんけどお願いします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） ふるさと納税企業版の企業からの御意向ということで御質問あったかと思います。そちらに関しては、ロケット関係であったり、子育て関係であったり、観光事業であったりということで、各企業さんの御意向に沿った形でそれに見合うところに充てさせていただきます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 非常用の、避難所用の資機材の件についてでございますけども、まず非常用可搬型発電機でございますけども、これにつきましては燃料をガスということで考えてございます。ガスにした場合、今も避難所に置いております、配備しております発電機がこれはガス発電ということで、非常に融通が利くというか、そういったこともございましてガスということで考えてございます。

それから、ポータブル電源でございますけども、これはソーラーパネルによる発電等はあるということは考えてございません。あくまでもこちらの発電機で充電をしていただいて、そして皆さんが避難しておられる近くまで持って行っていただいて、例えば携帯電話の充

電用にとか、そういったことでの使用を想定してございます。

次に、エアマットでございますけども、これは基本的には板張りの体育館等で避難していただくということもございまして、でき得る限り避難者の方の御負担を減少するために配備するものでございます。できる限りしっかりしたもの、丈夫なものを選んで配備していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 企業版のふるさと納税のやつは、企業さんはロケットに使ってよとかという、そういうような感じで言うてくるん。こういうふうな形で使い道してよって言うて、言うてきてさっきの答弁やな。

もう一つ、ポータブル電源については、その多分このパンフレットの中に入っているこれ、4,000ワットか2,200ワットかどっちかやと思うんですけど、この1台単価で考えたら、15万円やったら多分ソーラーパネル付ちゃうんかなと思うんやけど。多分、ソーラーパネル付じゃなかったらもっと安いやつなんやと思うけど、この台数からしたら多分ソーラーパネル付違うんかなと思うんやけど、その辺が一点と。

このエアマット、1,300、1つ単価が1,360円のエアマット、多分、僕もエアマット幾つか持っていてあるけど、すごい信頼性ないと思うんやね。だから、それやったらクッション付のアルミのマットのほうが信頼性あるんちゃうんかなと思うんやけど、すごい大量に買うんで、1回膨らませてしぼんでしもうたらもう膨らまんという可能性、めっちゃ大やと思うんやね。その辺考慮に入れて選んでください。その辺。

○議長（曽根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、ポータブル電源でございますけども、これはこちらの写真はあくまでも参考ということでお考えいただきたいと思います。値段的なものもあろうかとございますけども、今回考えておりますのは、ソーラーパネルによる発電は考えてはございません。

それと、エアマットなんですけども、でき得る限り予算の執行に当たってはしっかりしたものを選んで配備していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 中小企業金融基金の目的なんですけれども、中小企業金融相談事業の損失補填に充てるため中小企業基金を設置するという事で、昭和39年につくられた条例になるんですけれども、こちらのほうの事業の中での積立金で、利息が増えた関係で増額しておるんですけれども、こちらの相談事業のほうの具体的なところ、今もう少し調べさせていただければと思うんですけれども。すいません。

○議長（曽根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第40号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）

○議長（曾根和仁君） 日程第19、議案第40号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第40号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,209万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,521万2,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額21億9,730万8,000円、補正額マイナス5,209万6,000円、計21億4,521万2,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入歳出それぞれ補正額5,209万6,000円の減額をお願いするもので、5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金9,208万6,000円の減額、一般財源は3,999万円の増額となっています。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1 現年度課税分の3,700万円の補正は、決算見込みによる増額です。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、補正額9,483万6,000円の減額は、普通交付金、特別交付金の実績見込みにより行うものです。

7 ページをお願いします。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額214万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金と、産前産後保険料繰入金の実績見込みによりお願いするもので、款 7 繰越金、目 1 繰越金、補正額746万5,000円は前年度繰越金です。

8 ページをお願いします。

款 8 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入、補正額42万4,000円は、説明欄記載の過年度負担金を受け入れるものです。

9 ページをお願いします。

3、歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料の275万円の減額は、説明欄記載の業務委託による費用とその効果による交付金収入を比較検討した結果、町としてプラスがないと判断し、業務委託を行わなかったため減額補正をお願いするものです。節24積立金4,272万5,000円の増額は、本年度収支黒字が見込まれることから基金の積立てを行うものです。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、補正額9,076万6,000円の減額は医療費の実績見込みにより行うもの、款 4 保健事業費、目 1 保健事業費、補正額132万円の減額は、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る委託料全額の減額をお願いするものです。

10ページをお願いします。

款 5 諸支出金、項 2 諸費、目 1 国県支出金返納金の1万5,000円は、国県支出金の確定によりお願いするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第41号 令和6年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（曾根和仁君） 日程第20、議案第41号令和6年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第41号令和6年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,484万6,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額5億6,181万円、補正額303万6,000円、計5億6,484万6,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入歳出それぞれ補正額303万6,000円の増額をお願いするもので、5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、一般財源が303万6,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額114万7,000円は、決算見込みによる増額です。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額654万7,000円の減額は、繰越金の実績見込みによりお願いするものです。

7ページをお願いします。

款4繰越金、目1繰越金、補正額340万1,000円は前年度繰越金で、款5諸収入、項2雑入、目1雑入、補正額503万5,000円は過年度返還金を受け入れるものです。

8 ページをお願いします。

3、歳出です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額303万6,000円は、実績見込みにより増額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 1 議案第 4 2 号 令和 6 年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（曾根和仁君） 日程第21、議案第42号令和 6 年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第42号令和 6 年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610万7,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款 1 財産収入の補正により、歳入合計が補正前の額607万4,000円、補正額 3 万3,000円、計 610万7,000円でございます。

3 ページをお願いします。

歳出です。

款 1 の諸支出金の補正により、歳出合計の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と、次のページの歳出について、それぞれ 3 万 3,000 円の増額をお願いしてございます。

5 ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、その他 3 万 3,000 円の増額となっております。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

款 1 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、補正額 3 万 3,000 円につきましては、土地開発基金が所有する現金について、定期預金利率が年度途中に増加したことから預け替えを行ったことによる増加でございます。

7 ページをお願いいたします。

3、歳出です。

款 1 諸支出金、項 1 基金費、目 1 土地開発基金費、補正額 3 万 3,000 円につきましては、土地開発基金へ積み立てるため繰り出しするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 42 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 議案第 4 3 号 令和 6 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（曾根和仁君） 日程第22、議案第43号令和 6 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第43号について御説明いたします。

議案第43号令和 6 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 4 号）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,435万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,956万9,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 3 国庫支出金から款 7 繰入金の歳入合計、補正前の額20億4,521万円に補正額2,435万9,000円を追加し、計20億6,956万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費から款 3 地域支援事業費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、このページの歳入、5 ページの歳出ともに同額でございます。

5 ページ、歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金が2,332万9,000円、一般財源が103万円でございます。

6 ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金2,332万9,000円は、交付金の額の確定により増額をお願いするものでございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 介護給付費繰入金218万2,000円と節 2 地域支援事業繰入金（総合事業）86万2,000円は、後ほど歳出で説明します介護給付費及び地域支援事業費の増額補正に伴い、町の負担分を受け入れるものでございます。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金201万4,000円の減額は、調整交付金の歳入増額に伴い基金からの繰入れを減額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の方を対象とするサービス給付費となります。

目 1 居宅介護サービス給付費870万円の増額は、訪問介護や短期入所のサービス費の増によ

るもので、次の目2地域密着型介護サービス給付費300万円の増額は、認知症対応型の通所介護やグループホームのサービス費の増によるものでございます。

目3から目6までは、歳入補正に伴う財源内訳の変更でございます。

8ページをお願いします。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費は、要支援1から2の方を対象とするサービス給付費となります。

目1介護予防サービス給付費260万円の増額は、訪問看護や訪問リハビリのサービス費の増によるもので、目3介護予防福祉用具購入費35万9,000円の増額は、入浴補助用具や腰かけ便座等の購入費補助の利用者増によるもので、目5介護予防サービス計画給付費120万円の増額は、ケアプラン作成件数の増によるものでございます。

目2及び目4は財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いします。

款2保険給付費、項3その他諸費と項4高額介護サービス等費は、財源内訳の変更です。

次の項5高額医療合算介護サービス等費160万円の増額は、医療保険と介護保険の両方を利用した場合に、その自己負担額を合算して年間の上限額を超えた分を支給するもので、該当者の増によるものでございます。

10ページをお願いします。

項6特定入所者介護サービス等費は、財源内訳の変更です。

次の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1から2の方や、基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方がこの事業の対象となります。節18負担金、補助及び交付金660万円の増額、説明欄記載の訪問型サービス費はヘルパーによる食事や入浴等の支援サービスで、次の通所型サービス費は通所施設での同様の支援サービスで、それぞれ利用者の増によりお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節12委託料30万円の増額、説明欄記載の地域介護予防活動支援事業委託は、地域の身近な場所で、各種教室や高齢者の生きがいくくりや地域交流活動に係る事業委託で、参加者の増により補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第44号 令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（曾根和仁君） 日程第23、議案第44号令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第44号令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4億9,627万4,000円に補正予定額32万円を増額し、計4億9,659万4,000円。

その内訳ですが、第2項負担金、既決予定額3,627万4,000円に補正予定額32万円を増額し、計3,659万4,000円とするものでございます。

続いて、支出の部です。

第1款資本的支出、既決予定額5億6,600万4,000円に補正予定額63万2,000円を増額し、計5億6,663万6,000円。

内訳といたしまして、第1項建設改良費、既決予定額4億6,511万8,000円に補正予定額63万2,000円を増額し、計4億6,575万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出、収入の部。

款1 資本的収入、項2 負担金、目1 他会計負担金32万円の増額は、一般会計からの繰入金でございます。一般会計で受け入れる説明欄記載の交付金のうち、病院事業分について繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、下段、支出の部です。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、節1 備品費63万2,000円の増額は、説明欄記載の衛星携帯電話一式を購入するものです。現在使用している機種が令和9年度中にサービス提供が終了となります。また、既に修理対応が不可となっているため新たな購入を検討しておりましたが、今回財源的に有利な交付金があることから総務課分と合わせまして購入するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） 以前も多分、前の衛星電話のこの扱いなんですけど、例えば災害時にこう連絡を取れなんたらあかんさかということでこういう衛星電話を入れるんやと思うけど、災害時に病院と連絡が取れない場合に受ける、衛星電話で受けるわけなんですけど、一般的には例えば災害がありました、けがしましたっていうときに、今ある衛星電話の番号を広く公表するんか、それとも当局内だけの告知に収めるんか。例えば、普通の携帯が使えんと連絡がつかん場合、病院の衛星電話の取扱い、その辺をどんなにするんか聞かせてもらいたいなと。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。

衛星携帯電話の取扱いなんですけども、こちらの衛星携帯電話につきましては、住民の方のやり取りに使用するというものではなく、病院間のやり取り、また救護所等が開設された場合にその救護所と病院とのやり取りをするための衛星携帯電話でございます。可搬型のやつを購入して、有事の際に病院から持ち出して使用するということを想定してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 先ほど質問させてもらったの、ちょっとだから私の中で勘違いしたあったんやなって、新しく買換えということなんで。先ほどの表の中では総務課53万円になってあったんですけど、同じものなんでしょうかね。それだけ確認したい。

○議長（曾根和仁君） 病院事務長寺本君。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えします。

衛星携帯電話の機種なんですけども、総務課購入予定のものとはちょっと違う機種になります。病院のほうで考えている機種というのが、県内の病院とかでよく使われている機種、こちらを

購入したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第45号 財産の取得について

○議長（曾根和仁君） 日程第24、議案第45号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第45号について御説明申し上げます。

〔議案第45号朗読〕

本議案につきましては、令和6年第4回定例会において御承認賜りました備品購入費に係る補正予算で、避難所のトイレ対策として大型トイレカーを整備する事業に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札につきましては、令和7年1月8日に入札公告を実施、郵送または持参により1月17日から1月23日まで受付を行い、1月24日に開札を行っております。応札は株式会社モンテリオン1社のみで、落札となっております。

また、開札日同日の1月24日に仮契約を交わしているところでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

2番吾妻君。

○2番（吾妻正崇君） 1社しかなくて安い高いかもよく分かんないんで、競合がどれぐらいあるとか、ほかの自治体の取得価格と比べてどうなのかというのを参考に教えていただけたらと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、競合がどのぐらいあるかということでございますけども、当方ではその競合がどの程度国内に存在するかということは把握はできてございません。ただ、入札公告を1月8日に実施いたしまして、入札受付が23日までということで十分期間を取ってございますので、入札の公平性ということでは確保できているものと考えてございます。

それとあと、金額でございますが、今回落札が2,083万7,135円ということで、予定価格以内であったということで経済性についても確保できたということでの落札となっております。

ちなみに、県内では和歌山県が同様の入札を実施してございます。和歌山県が令和6年8月9日に開札した入札では、落札額が2,112万円となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、財産取得についてお聞きします。

大型トイレカーとスクールバスと出てあるんですけど、スクールバスは令和7年度の予算で出たあつて、今回このトイレカーの場合、第39号議案の中の繰越明許費の中で来年度ということになってあるんですけど、入札が今年行われて、財産取得のタイミングというのは、その現物が来なんでも財産取得を先にとつてくんやと思うんやけど、その辺、この第39号が例えば問題があつて議決されなんだ場合、これ同じような議会の中で出されてあつて、その辺の整合性はええんかなと思つてちょっと疑問に思つたんで。すいません、その辺教えてください。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

議案第45号、第46号、同じ財産の取得ということで議案を提案させていただいてございます。取得年度が議案第45号につきましては令和6年度、そして議案第46号につきましては令和7年度となっておりますが、このなぜそうなったかと申しますと、まず、トイレカーにつきましては今年度の起債、緊急防災対策事業を充当してございます。令和6年度の起債を充当するという関係で令和6年度の予算となったものでございます。ただ、執行するのが前回令和6年の第4回定例会で予算を御承認いただきましたので、どうしても繰り越さざるを得なかったということでございますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 議案第39号の中で、もしこれがあかんよつてなった場合、繰越明許があかんよつてなった場合、同じ議会の中でこれ第45号で出してあるのが構わんのかなと思つて。これは別に財産取得の出したら悪いということじゃないんやけど、これで第39号がもめた場合、

これ第45号の議案が大丈夫なんかなと思って。その辺だけちょっと心配になったんで。

○議長（曾根和仁君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時27分 休憩

15時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議案第46号 財産の取得について

○議長（曾根和仁君） 日程第25、議案第46号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 議案第46号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第46号朗読〕

本議案につきましては、令和6年第4回定例会におきまして、債務負担行為補正の御承認を賜りましたスクールバス更新の契約に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

入札執行調書でございます。

入札につきましては、令和7年2月14日に行っております。2社による入札で、有限会社汐見モータースが落札し、2月17日に仮契約を交わしているところでございます。なお、納入期限は令和8年3月27日としております。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第47号 監査委員の選任について

○議長（曾根和仁君） 日程第26、議案第47号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第47号について御説明申し上げます。

〔議案第47号朗読〕

今回の選任同意につきましては、識見を有する者から選ばれた現監査委員の濱口幸洋氏が本年度3月末をもって任期満了となることに伴い、その後任として新たに丸本昇氏を同委員として選任いたしたく同意をお願いするものでございます。

丸本氏は、大学を卒業後、昭和48年4月紀陽銀行に入行され、鳳支店支店長、中之島支店支店長、人事部長、本店所属調査役を歴任され、その後も株式会社ZTV常務取締役和歌山総括部長、弁天前定置水産株式会社部長、また現在も有限会社フリースタイル顧問として御活躍されております。金融機関や民間企業におきまして要職を務められ、財務管理や事業の経営管理に関して優れた見識と高潔な人柄により、本町監査委員として適任であるものと考えますので、どうか御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、御同意いただきましたなら、任期は令和7年4月1日から令和11年3月31日の4年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

15時34分 休憩

15時45分 再開

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（曾根和仁君） 再開します。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第27 議案第14号 令和7年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（曾根和仁君） 日程第27、議案第14号令和7年度那智勝浦町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第14号令和7年度那智勝浦町一般会計予算について御説明申し上げます。

1 ページ目をお願いいたします。

令和7年度那智勝浦町一般会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億2,800万円と定めるものとございます。

第2条は第2表の債務負担行為、第3条は第3表の地方債について規定してございます。

第4条では一時借入金の限度額を7億円と定め、第5条では歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めてございます。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1町税から5ページの款22町債までの歳入合計は109億2,800万円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から9ページの款13予備費までの歳出合計は、歳入合計と同額の109億2,800万円でございます。

10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。宇久井中学校長寿命化改修工事監理業務委託と、宇久井中学校長寿命化改修工事の2つの事項について、令和8年度までの期間においてそれぞれ記載の限度額で債務負担行為を行うものでございます。

11ページをお願いします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的欄の公共事業等から過疎対策事業まで、総額17億610万円の借入れを見込んでございます。

12ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款22町債まで、歳入合計で本年度予算額109億2,800万円、前年度予算額107億900万円、前年度との比較は2億1,900万円の増額となっております。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款13予備費まで、歳出合計は本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。

本年度予算額の財源内訳は、国庫支出金17億6,560万3,000円、地方債17億610万円、その他6億7,959万6,000円、一般財源は67億7,670万1,000円となっております。

15ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

ここからは総務課の関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税につきましては、地方揮発油税のうち市町村道の延長及び面積により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,300万円を計上してございます。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税のうち市町村道の延長及び面積によって案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は4,000万円を計上してございます。

項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税につきましては、住民税均等割に賦課されることになる森林環境税を財源といたしまして、その10分の9が市町村に配分されるものでござい

す。本年度予算額は7,112万5,000円を計上してございます。

18ページをお願いいたします。

款3利子割交付金、目1利子割交付金につきましては、預貯金等の利子に対して課税される県民税利子割額のうち、市町村の個人県民税の額により案分され市町村に交付されるもので、本年度予算額は80万円を計上してございます。

款4配当割交付金、目1配当割交付金につきましては、一定の上場株式等の配当について県民税として特別徴収されたもののうち一部が市町村に配分されるもので、本年度予算額は1,000万円を計上してございます。

款5株式譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金と同様に一定の上場株式等の譲渡益について、県民税として特別徴収されたもののうち一部が市町村に配分されるもので、本年度予算額は900万円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

款6法人事業税交付金、目1法人事業税交付金につきましては、法人事業税の一部が都道府県から市町村に交付されるもので、本年度予算額は2,277万6,000円を計上してございます。

款7地方消費税交付金、目1地方消費税交付金につきましては、地方消費税のうちの2分の1が案分されて市町村に交付されるもので、本年度予算額は3億5,000万円を計上してございます。

款8ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用者に対して課せられた県税の10分の7に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、本年度予算額は1,400万円を計上してございます。

20ページをお願いいたします。

款9環境性能割交付金、目1環境性能割交付金は、自動車税環境性能割額の一部について県から交付されるもので、今年度は889万1,000円を計上してございます。

款10地方特例交付金、目1地方特例交付金につきましては、住宅ローン控除に伴う減収補填分として交付されているもので、本年度予算額は700万円を計上してございます。

款11地方交付税、目1地方交付税につきましては38億8,000万円を計上してございます。国における令和7年度地方財政計画及び令和6年度決算見込みなどから、前年度より3億3,000万円の増額で計上いたしてございます。

21ページをお願いいたします。

款12交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金の一部が地方公共団体に配分されるもので、本年度予算額は80万円を計上してございます。

24ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1町有地使用料64万8,000円につきましては、勝浦商港地区埋立地に係るもので、勝浦魚商協同組合に貸与しているところでございます。節2町営バス使用料148万9,000円につきましては、町内の5路線を運行しておりま

す町営バスの料金収入でございます。令和6年度の実績見込みより計上してございます。

30ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金889万5,000円のうち、総務課関係は412万9,000円でございます。マイナンバー制度の情報連携を行うシステムが機器更改の時期を迎え、各市町村で負担している費用のうち機器更改に係る増加分を全額国から受け入れるものでございます。節3地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金399万6,000円につきましては、町営バスの運行に係る補助金でございます。節4新しい地方経済・生活環境創生交付金1,130万9,000円のうち、総務課関係は、説明欄上の窓口支払キャッシュレス化事業でございます。デジタル技術を活用して社会問題を解決しつつ、付加価値を生み出す事業に対する交付金で、今回は、役場窓口での支払いをキャッシュレスでも可能とする機器、システムの導入費用について交付金を受け入れるものでございます。

33ページをお願いいたします。

目5消防費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金1,233万1,000円につきましては、説明欄に記載の例年実施しております住宅耐震関係事業に係る国庫補助金を受け入れるものと、説明欄一番下の内水浸水想定区域図作成事業につきましては、水防法の改正に伴い、内水浸水想定区域図の作成が義務づけられたことに伴う補助を受け入れるものでございます。

35ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節1自衛官募集事務費委託金2万6,000円につきましては、事務取扱に係る国からの委託金でございます。

38ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節3県移譲事務市町村交付金84万1,000円につきましては、県から移譲された浄化槽の届出事務等に対する交付金でございます。

43ページをお願いいたします。

目6消防費補助金、節1住宅耐震化促進事業費補助金423万3,000円につきましては、説明欄記載の国庫補助金と同様の住宅耐震関係事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。説明欄一番下の耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金につきましては、1件分の県補助金を受け入れるものでございます。節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金301万3,000円につきましては、避難路等整備事業、ブロック塀耐震化促進事業に対して、そして要配慮者支援対策事業につきましては、家具類等転倒防止事業、感震ブレーカー設置事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。

45ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金の節2参議院議員選挙費委託金1,869万1,000円につきましては、当該選挙の執行に係る委託金で、歳出予算と同額を計上させていただいております。

46ページをお願いいたします。

款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入1,645万円のうち、総務課関係分は1,534万5,000円で、警察署、勝浦幹部交番、県営住宅、職員駐車場等の町有財産貸付収入でございます。

目 2 利子及び配当金1,231万6,000円につきましては、説明欄記載の財政調整基金利子から那智の郷共同污水处理施設事業基金利子までの12件の基金利子と 1 件の配当金を受け入れるものでございます。基金の運用につきましては、その一部について令和 5 年 9 月より債券による運用を行っております。また、定期預金利子の増加と合わせて579万2,000円の増額を見込んでございます。

47ページをお願いいたします。

款18寄附金、目 2 総務費寄附金、節 3 災害復興寄附金につきましては、10万円を見込額として計上しております。

48ページをお願いいたします。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 3 億4,000万円及び目 2 減債基金繰入金 3 億5,000万円につきましては、それぞれの基金から取崩しを行い繰入れするものでございます。

目 3 まちづくり応援基金繰入金 2 億円につきましては、寄附金の事業目的に合った事業の財源に充てるため、まちづくり応援基金から取り崩すものでございます。

目 4 那智の滝源流水資源保全事業基金繰入金1,200万円につきましては、那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、倒木及び立木等除去作業等に補助するため取り崩すものでございます。

51ページをお願いいたします。

款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入は 1 億8,781万4,000円でございます。このうち、説明欄一番上の総務課の関係につきましては、主なものとして、1 行目の人事交流派遣職員負担金につきましては、和歌山県との職員の交流事業に係る和歌山県からの負担金を受け入れるものでございます。5 行目のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、国が推進するオンライン申請手続に対応するため、業務システムの標準化作業に当たり、既存業務システムの改修等に対して国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構より10分の10の補助金を受け入れるものです。6 行目の土地改良施設維持管理適正化事業交付金につきましては、小匠ダム管理システム機器更新のため、昨年度に引き続き土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、土地改良事業団体連合会より事業費の100%の交付金を受け入れるものでございます。7 行目の小匠ダム維持管理受託金につきましては、小匠ダムにおける突発的な故障等の改修に必要な経費について和歌山県より受け入れるものでございます。

54ページをお願いいたします。

款22町債でございます。本年度の借入額として、目 1 民生債から次のページの目 7 教育債まで計で17億610万円を見込み、それぞれ説明欄記載の各事業の財源として借入れを予定してございます。

56ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

最初に、当初予算の人員費に係る正職員数について御報告させていただきます。

令和7年4月1日の職員数の見込みは347人で、病院の医療関係職員124人を差し引きますと一般職員等は223人で、その内訳は消防職員40人、保育士28人、保健師8人、管理栄養士1人、一般行政職員146人となります。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。この科目では、町長、副町長並びに総務課、会計課、観光企画課企画係及び外部への派遣職員、一般行政職の新規採用職員を合わせた33人の人員費と、各出張所等の会計年度任用職員の人員費ほか全職員に係る公務災害補償負担金、退職手当負担金、総合賠償補償保険の掛金等の経費を計上してございます。本年度予算額は3億6,036万8,000円で、前年度と比較し253万3,000円の減額となっております。節1報酬2,208万9,000円で前年度比251万円の増額となっております。説明欄5行目までは各委員と産業医の報酬でございます。会計年度任用職員につきましては、出張所関係職員8名及び一般事務補助2名分でございます。節2給料1億3,680万9,000円で、前年度比432万2,000円の減額で、節3職員手当等で160万5,000円増額の9,176万8,000円、節4共済費が5,838万4,000円で、前年比166万円の減額となっております。予算に係る一般管理費所管職員数が33名と、前年度から2名の減員となったことなどが主な要因でございます。

59ページをお願いいたします。

節7報償費31万1,000円のうち、一番下の名誉町民関連記念品につきましては、和歌山県陸上競技会主催による西田修平記念陸上競技大会に係る棒高跳び競技の上位入賞者の方への記念品でございます。節10需用費は、文具等の消耗品費などが主なものでございます。節11役務費は、主に郵送料等通信運搬費等と公金の振込手数料などでございます。また、手数料の内訳といたしまして、39万円は職員採用試験問題取扱料でございます。職員採用試験を従来の教養試験からリクルートが実施している民間企業等で年間約230万人が利用しているSPI試験に切り替えるため、試験問題取扱料をお願いしております。SPI試験は、従来の教養試験と比べ、いわゆる地頭のよさを測るもので、教養試験と比べて事前に学習しても点数が伸びにくいと言われております。また、自宅や試験センター等全国で受験可能で、かつ本人確認や試験の監視が厳格に行われています。職員採用試験の応募者が年々減少する中で、民間企業で広く使用されるSPI試験を実施することで、民間と公務員を併願する学生、転職を希望する社会人、UIターン希望者に受験しやすい環境を提供できると考えております。また、SPI試験により地頭のよさを測ることで従来の一般教養重視と比べて必要な資質の見極めができるものと見込んでおります。節12委託料1,268万5,000円につきましては、例年お願いしております委託料でございます。

60ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料は423万4,000円で、説明欄記載の借上料、利用料などでございます。

このうち6行目の住宅借上料は、和歌山県との人事交流による派遣職員等に係る住宅借上料で
ございます。10行目の採用情報サービス利用料につきましては、公務員専門の採用情報サービ
ス、パブリックコネクトの利用料として予算をお願いしております。このサービスは、自治体
の採用活動のためのシステムで、採用情報発信の強化、本町で働くことの魅力をPR、採用試
験の申込等の電子化を行うことができます。このサービスを利用することにより、インディ
ードやグーグル、仕事検索に求人が掲載され、またフェイスブックやX等のSNSに求人広告が
掲載されます。また、職員インタビューを動画やブログとして掲載することができます。現職
の職員の業務内容や仕事のやりがい、ふだんの生活について発信することで、役場職員とい
う仕事の分かりにくさを少しでも解消し、応募者の増加へつなげていきたいと考えておりま
す。下から2行目の個人情報取扱ウェブシステム使用料につきましては、個人情報ファイル簿の情
報についてホームページ等で情報提供するシステム使用料でございます。節18負担金、補助及
び交付金は1,911万7,000円でございます。説明欄3行目の退職手当特別負担金は、退職に伴
う特別負担金の該当者の増加により、昨年度から微増となっております。

61ページをお願いいたします。

説明欄4行目の人事交流派遣職員負担金につきましては、和歌山県との人事交流事業に係
る分担金でございます。

次に、1つ飛びまして目3財産管理費でございます。この科目では、役場庁舎マイクロバス
集中管理公用車及びその他町有財産の維持管理費用が主なものでございます。本年度予算額は
7,917万円で、前年度と比較して1,626万6,000円の増となっております。主に、款14工事請
負費で庁舎つり天井撤去工事を実施することによるものでございます。節10需用費のうち燃料
費は、集中管理公用車の燃料費及び庁舎のボイラー用重油などでございます。説明欄、次のペ
ージの修繕料は、本庁舎内施設247万6,000円、集中管理公用車207万2,000円などを予定して
おります。節11役務費の手数料は、車検や浄化槽点検、水質検査等に係るもので、保険料は自動
車損害共済、森林保険、町有建物災害共済等でございます。節12委託料は2,431万8,000円
でございます。説明欄に記載の例年お願いしております管理点検等の委託費用でございます。説
明欄一番下の遊休町有地境界確定測量業務委託につきましては、令和6年度に取り壊しました天
満旧医師住宅の用地に係るものでございます。節14工事請負費2,283万6,000円につきましては、
役場本庁舎のつり天井について、老朽化による一部落下があり、安全対策のため全て撤去
するものでございます。

63ページをお願いいたします。

目14出張諸費でございます。この科目では、宇久井、色川、太田、下里の各出張所の施設管
理経費と事務経費を計上してございます。本年度予算額は259万2,000円でございます。42万
6,000円の減額となっておりますが、主にコピー機借上料の減額によるものでございます。

目5交通安全対策費の本年度予算額は187万9,000円で、16名の交通指導員の活動経費を計上
してございます。前年度より29万3,000円の増額となっておりますが、交通指導員協議会の
隔年実施の県外視察等の実施によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

電子計算費でございます。この科目は、財務会計、住民基本台帳ネットワーク、印鑑登録、各種課税収納業務をはじめとする各課のシステムや電算機器の保守のほか、セキュリティ対策やシステムの更改等に要する経費を計上してございます。本年度予算額は1億7,966万3,000円で、前年度と比較して8,358万8,000円の増額となっております。基幹業務システムの標準化移行対応によるものでございます。節12委託料8,249万8,000円は、前年度と比較して6,098万1,000円増額となっております。これは、各課の業務で使用するシステム機器の保守及び既存システムの改修や新規システムの導入に要する費用です。本年度は基幹業務システムの標準化移行業務委託6,197万2,000円をはじめ、標準化に対応するためのネットワークの改修、マイナンバー制度の情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改等を実施するため大幅な増加となっております。

65ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料8,544万円は、前年度に比べまして2,342万9,000円の増額でございます。主なものといたしまして、基幹業務システムのクラウド利用料と標準化システムの利用料で5,884万9,000円、自治体情報システム強靱化システムの利用料で617万円でございます。基幹業務システムにつきましては平成28年度よりクラウドサービスを導入しておりましたが、令和8年1月に国が用意するクラウドサービス上で標準化システムに移行を予定しております。令和7年度につきましては業務システムの標準化による利用料が発生し、その分増加しております。節17備品購入費130万7,000円につきましては、役場窓口や出張所などでの支払いについて、様々なキャッシュレス支払いに対応する端末機器12台分の購入費用でございます。節18負担金、補助及び交付金723万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度の情報連携システムを維持運用するための負担金が主なものでございます。

69ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費でございます。本年度予算額は3,834万2,000円でございます。節10需用費は805万1,000円で、主にタイヤ等の消耗品費、燃料費、車両の修繕料等を計上してございます。

70ページをお願いいたします。

節12委託料の町営バス運行業務委託につきましては、町内5つの路線の運行委託費用でございます。

次に、目11諸費でございます。本年度予算額は968万7,000円で、総務課関係の主なものとしては、節7報償費832万4,000円で、町内55の自治会に対する区報費でございます。節19扶助費40万円につきましては、犯罪被害者等支援条例に基づく傷害見舞金として10万円、遺族見舞金30万円のそれぞれ1件分を計上してございます。

77ページをお願いいたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費223万9,000円につきましては、委員長はじめ4名の委員で組織いたします選挙管理委員会の運営経費でございます。前年度と比較して29万6,000円の

増額でございます。節12委託料207万8,000円につきましては、令和8年度より実施されるシステム標準化に伴い、期日前投票システム、当日投票システム、それぞれで標準化に移行するための業務委託と選挙システムのクラウド運用管理補助委託をお願いするものでございます。

目2参議院議員選挙費1,869万1,000円につきましては、令和7年7月28日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係る費用でございます。節1報酬から、次の78ページの節18負担金、補助及び交付金まで、説明欄記載のとおり計上させていただいております。この選挙執行経費につきましては全額を和歌山県より受け入れるものでございます。

80ページをお願いいたします。

項6監査委員費、目1監査委員費の本年度予算額は59万7,000円でございます。2名の監査委員に係る経費となっております。

150ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目4水防費でございます。この科目につきましては、小匠防災ダムの維持管理費用を計上してございます。本年度予算額は822万2,000円で、前年度より329万2,000円の減額でございます。

151ページをお願いいたします。

節12委託料193万8,000円、説明欄一番下の土地改良施設維持管理適正化事業業務委託につきましては、小匠雨量局、樫山雨量局、大野雨量局の3か所の雨量計更新業務について、昨年度から引き続き土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業により実施するものでございます。

続きまして、目5災害対策費でございます。この科目では、主に防災行政無線設備の保守、住宅等の地震対策、自主防災組織の支援、津波避難支援等の経費を計上してございます。本年度予算額は3億6,350万円で、前年度と比較して9,593万9,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、築地地区津波避難施設整備工事の費用の増加によるものでございます。

152ページをお願いいたします。

節10需用費611万3,000円のうち消耗品費につきましては、補充用の備蓄食料225万円、その他乾電池、土のう袋などでございます。修繕料は、椎ノ浦防災公園、小坂山等の避難場所の修繕、防災行政無線の戸別受信機取付け費用50件分の費用を計上してございます。節11役務費322万8,000円のうち、説明欄1行目の通信運搬費につきましては、主に河川監視カメラや防災行政無線に係る回線使用料でございます。4行目の保険料は、町村会の災害対策費用の保険料でございます。節12委託料1,850万9,000円でございます。木造住宅耐震診断業務委託は、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行うもので、20戸分を計上してございます。4行目の防災行政無線設備保守業務委託は、令和2年度にデジタル化を終えました防災行政無線設備に係る保守点検料をお願いするものでございます。5行目、避難場所維持管理業務委託は小坂山等の避難場所に係る草刈り等の管理業務の一部をシルバー人材センターへ委託するものでございます。6行目、内水浸水想定区域図作成業務委託は、水防法の改正により浸水

対策を目的として設置された下水道や都市下水路について、雨水出水による浸水想定区域を指定することが義務化されたことによるもので、本町で対象となるのは高岸都市下水路のみでございます。7行目、衛星通信機器設置業務委託は、高速・低遅延かつ小型アンテナで運用可能であるスターリンクが被災により通信インフラが破壊された地域の通信手段として有用であるため、消防・防災センター及び役場庁舎へのアンテナの設置、配線などを行うものです。被災による通信途絶時に、国、県などとのウェブ会議用の回線等として備え、また平常時には庁舎における無料Wi-Fiやインターネット予備回線として利活用を考えてございます。説明欄下から2行目と最下行の築地地区津波避難施設整備工事監理業務委託及び築地地区津波避難施設境界確定測量業務委託につきましては、それぞれの業務を委託するものでございます。節13使用料及び賃借料のうち、説明欄次のページの4行目、竣工式レンタル料につきましては、築地地区津波避難施設の完成に伴う竣工式に必要な物品のレンタル料でございます。節14工事請負費3億255万4,000円でございます。説明欄1行目、避難誘導灯整備工事につきましては、小坂山避難場所における誘導灯がパネル劣化により点灯しない時間が長く、地区要望を受け蓄電池内蔵型の誘導灯を整備するものでございます。2行目、築地地区津波避難施設整備工事につきましては、工期が2か年の最後の年となります。建築費総額5億円のうち、令和7年度分3億円の予算をお願いしております。工事内容は、1階から4階の立ち上がりコンクリート打設、内装・外装の工事、外構工事及び事後家屋調査を予定してございます。なお、完成は本年11月の予定でございます。3行目、防災行政無線設備移設工事につきましては、築地地内1か所の防災行政無線子局のスピーカー以外の機器を築地地区津波避難施設内の倉庫に移設するものでございます。節17備品購入費のうち、説明欄2行目の衛星通信機器一式につきましては、先ほど御説明いたしましたスターリンクのキット一式を購入するものでございます。節18負担金、補助及び交付金2,844万8,000円でございます。内訳としまして、説明欄3行目の住宅耐震化促進事業補助金は、住宅耐震補強設計及び改修補助10件分、非木造住宅耐震診断補助1件分、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業1件分に係る補助金でございます。住宅耐震補強設計及び住宅補助につきましては、これまで補助上限額が116万6,000円でしたが、令和7年度より限度額を150万円に増額し、耐震化率の向上を図りたいと考えてございます。4行目の地震対策事業補助金につきましては、ブロック塀撤去補助金15件分と、感震ブレーカー設置事業補助金10件分でございます。5行目の自主防災組織補助金につきましては、自主防災組織の防災力強化のため、備蓄倉庫の設置、備蓄品の購入、またその他の活動に対しての費用の補助分300万円と、自主防災組織が行う緊急避難路整備の原材料費及び機械損料の全額と業者委託施工費の半額を補助する避難路等の整備支援補助金250万円、自主防災組織育成補助金として研修会費用や防災士資格取得補助など10万円を予定してございます。6行目の宿泊施設避難所対応支援事業協力金につきましては、避難情報の発令以降、避難者の受入れを宿泊施設に協力依頼するものでございます。

183ページをお願いいたします。

款11公債費につきましては、長期借入金の返済金等を計上してございます。

目 1 元金の本年度予算額は12億4,987万6,000円で、前年度と比較して331万1,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から県貸付金まで188件の償還となっております。下から 7 行目、過疎対策事業債で2,821万6,000円の増額となっております。新クリーンセンター整備事業分の増加などが主な要因でございます。

目 2 利子の本年度予算額は6,004万5,000円で、前年度と比較して1,448万4,000円の増額となっております。説明欄記載の公共事業等債から次の184ページの県貸付金まで229件の償還となっております。また、一時借入金利子を100万円計上してございます。

186ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項 2 基金費でございます。基金積立金の残高は、地方自治法において確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、これまでは定期預金で運用してきましたが、令和 5 年 9 月よりこれらの資金を活用して債券を購入し、さらなる運用収益を確保し、住民サービス向上のための施策の財源確保策の一つとして取り組んでいるところでございます。運用する基金につきましては、減災、福祉、公共施設整備の 3 つの基金積立金で、利息分を増額し見込んでございます。

目 1 財政調整基金185万9,000円、目 2 減債基金費の521万2,000円及び目 3 公共施設整備基金費の269万6,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目 4 福祉基金費の277万9,000円は、通所介護施設維持協力金の120万円と、寄附金及び福祉基金の利子を積み立てるものでございます。

目 5 豊かな水資源保全基金費の13万3,000円は、基金の利子を積み立てるものでございます。

目 6 那智の滝源流水資源保全事業基金費の2,508万4,000円につきましては、ふるさと納税等による寄附金分2,450万円及び基金の利子を積み立てるものでございます。

目 7 まちづくり応援基金費の9,658万2,000円は、ふるさと納税による寄附金分9,600万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

目 8 災害復興基金費の10万9,000円は、寄附金10万円と基金の利子を積み立てるものでございます。

187ページをお願いします。

款13予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により、予算外の支出等が生じたときのため1,000万円を計上してございます。

188ページをお願いいたします。

このページから196ページにかけて給与費明細書となっております。188ページの 1、特別職の職員数は777人を見込んでおり、前年度と比較して170人の増となっております。令和 7 年度は参議院議員通常選挙を予定しておりますが、令和 6 年度におきましては選挙が予定されていなかったことなどによるものでございます。

次の189ページをお願いいたします。

2、一般職(1)総括で、本年度職員数は194人で、前年度と比較して 1 名の増となっております。

ます。また、括弧書きの短時間勤務職員及び会計年度任用職員につきましては7名の増を見込んでおります。また、これら人件費で1億2,120万9,000円の増額で計上してございます。

次の190ページをお願いします。

会計年度任用職員以外の職員ですが、先ほど申しましたとおり、本年度の職員数194人で1名増として計上してございます。給与費で5,639万8,000円、共済費で556万円の合計6,195万8,000円の増額となっております。

次の191ページをお願いいたします。

こちらには、会計年度任用職員に係る明細を記載してございます。こちら先ほど申しましたとおり、パートタイム会計年度任用職員182名で、7名の増となっております。給与費で5,073万6,000円の増額、共済費で851万5,000円の増額で、合計5,925万1,000円の増額となっております。

192ページをお願いいたします。

人件費等の増額等の明細を記載しております。このページ以降において、給料及び職員手当の状況、初任給、級別職員数、昇給等について記載してございます。説明は割愛させていただきます。

197ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

10ページの第2表、債務負担行為の新たな債務負担行為2件に加えて、前年度から引き続いている3、債務負担行為2件分の計4件でございます。新クリーンセンター建設・運営事業では、限度額を78億4,300万円で、そのうち令和5年度から6年度において30億5,600万円が支出見込みとなっており、令和7年度から27年度において残りの47億8,700万円が支出予定となっております。次に、紀伊勝浦駅構内連絡橋修繕工事では、限度額を4億4,888万2,000円で、そのうち令和6年度までの支出がなく、令和7年度から8年度において限度額全額を支出予定となっております。以下、次の宇久井中学校長寿命化改修工事からの2件につきましては、新たに令和7年度に債務負担行為を行うものでございます。

198ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込み等に関する調書を添付してございます。表の一番下の合計欄でございますが、令和5年度末現在高で139億9,955万7,000円、令和6年度末見込額で143億3,023万3,000円、一番右の令和7年度末の見込額では147億8,645万7,000円と見込んでございます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） お諮りします。

本議案について、その審議を一時中止したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本議案の審議は一時中止します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。
延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時31分 延会